

第十二回 参議院内閣委員会會議録第十九号

昭和二十六年十一月二十五日(日曜日)
午前十時五十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君
理事 松平 勇雄君
溝淵 春次君
山花 秀雄君

委員

楠瀬 常雄君
郡 祐一君
横尾 龍君
楠見 義男君
竹下 豊次君
成瀬 暢治君
カニエ 邦彦君
栗栖 越夫君
三好 始君
三浦 辰雄君
館 哲二君

委員外議員

経済安定委員長 佐々木良作君
田中 一君
赤木 正雄君

国務大臣

厚生大臣 橋本 龍伍君
建設大臣 野田 卯一君

政府委員

行政管理局 城 義臣君
行政管理局 政務次官 大野木克彦君
行政管理局 管理部長 中川 融君
行政管理局 管理部長 平井富三郎君
行政管理局 管理部長 渡辺 逸龜君

経済安定本部 総裁官房長 平井富三郎君
物産庁第一部長 渡辺 逸龜君

事務局側

常任委員 杉田正三郎君
常任委員 藤田 友作君
常任委員 小田 稔君
常任委員 小田 稔君
常任委員 小田 稔君

説明員

建設省大臣官 町田 稔君
建設省大臣官 小林三三三君
建設省大臣官 小林三三三君
建設省大臣官 小林三三三君

本日の会議に付した事件

○行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(河井彌八君) これより委員会を開会いたします。

本日の審査の順序は、建設省、次に経済安定本部に入ります。そしてそれが済みましたならば通商産業省、運輸省、労働省等これまでの保留してある分について審議を進めたいと思ひます。

次にお諮りをいたします。建設委員の赤木正雄君、それから田中一君から本委員会において主として建設省に関する分について御発言の要求がありました。御発言につきましては、内閣委員会そのものの状況に鑑みまして、できるだけ短かい時間をお許ししては如何かと考えますが、諸君の御意見を伺います。……許可することに御異議ありませんか。

○委員長(河井彌八君) それでは委員長は今申しましたように、極めて簡単な御発言を許すことにいたします。政府より御説明を求めます。

○説明員(小林三三三君) 建設省の人員整理の内訳と申しますか、何をどういうふう整理するかという概要の御説明を申し上げます。お手許に簡単な資料をお配りしておりますから、それにつきまして申し上げたいと存じます。

建設省は大体はかの省と違ひまして、わりと機構といたしましては、簡単にございまして、資料も極めて簡単なものになつてしまひましたことを御了承を願ひたいと思ひます。第一は本省でございまして、本省におきましては、この表は特殊の事務について特殊の扱いをしたものを内枠に掲げまして、あとは各局それぞれ一般的な扱いをしたものをまとめて書いてあるものでございまして、第一番の渉外事務でございまして、これは官房にあるのであります。現在十二人の定員がおりますが、渉外関係の仕事が進駐軍の撤退と共になくなるであろうということで全員整理いたすことになつております。その次の特殊物件事務でございまして、これは現在管理局でやっておりますが、これは進駐軍の撤退に伴つておつたのであります。これは現在でも殆んどその事務はなく、又進駐軍が撤退すればこの関係の事務もなくなりまします。ただ一部非常に微量な残務が残りますが、我々といつたしましては、むしろ大蔵省の財務局あたりで扱つて頂いた方がよいのではないかと、ほんの微量でございまして、實際上は要りませんので整理する、こういうこと

とにいたしましたのでございまして。その次に土木資材と書いてありますが、これは土木資材の割当事務でございまして、現在管理局で石油関係が少しあります。これは一般の統制を撤廃するといふ前提の下に、この五名の人間を整理することになつたのでございまして。その他守備、小使、交換手等、これは本省全体を通じて四十七人ございまして、これを大体五%整理いたしまして、全体として能率を上げて働こう、こういう考え方でございまして。その次の営繕部でございまして、営繕部は官庁関係の営繕事務を取扱つておるところでございまして、本省と地方建設局の実施事務をやつておるのでございまして。この本省の事務をやつておる営繕部におきまして、本省におきましても一部大きな工事はみづからやっておりますので、その点を考えまして、営繕部の仕事を一般、会計とか、人事等の管理関係の事務と、その他実施部面の事務とに分けて、管理関係の事務に従事するものはそのうち四十七人あるものであります。これを一〇%整理する、その他実際の設計監督等の実施事務をやつておるものを、営繕関係の仕事は最近非常に膨脹して、とても整理の余地がないから、これは触れないで一般管理事務だけは、事務の整理に伴つて一〇%整理をする、こういうので五名の数字を出したのでございまして。それから河川局でございまして、河川局は百八十二人のうち、十五名の整理と申しますのは、河川局で特に仕事

が忙しいのは防災関係、災害復旧関係の仕事が特別に忙しいので、その関係者は五十三名おりますが、五十三名中五%、それと一般の河川行政につきましては十%、これは会計、経理、人事関係等の事務の整理、並びに能率の増進といふことで、これだけの整理可能なりといふことになつたのでございまして、十五名整理する次第でございまして。その次、道路局でございまして、道路局は現在定員九十七名で、これは一〇%、道路局全般を通じて、今申しましたような理由に基いて整理することにしたのでございまして。次は管理局でございまして、この管理局は、先に申しました特殊物件、資材関係の仕事を除いたほかの一般定員でございまして、これは現在百一名の定員でございまして。管理局は河川、道路等と違ひまして、それはどの仕事の緊迫性がやや少ないのではなかつたか、という考えで一五%整理することにして十五名、残定員が八十六人です。それから、これは百四十五名、それから住宅局百六十七名、官房百六十九名、これらにつきましては、いずれも事務の状況を考えまして、河川、道路等とややゆとりがあるという判断の下に全局を通じて一五%削ることにして、それによつて書いてあります二十二人、二十五人、二十六人、こういう整理率を出したのでございまして。いづれも会計、経理、人事関係等の事務の簡素化並びに能率の増進といふのに基いて整理するのでございまして。

とにいたしましたのでございまして。その次に土木資材と書いてありますが、これは土木資材の割当事務でございまして、現在管理局で石油関係が少しあります。これは一般の統制を撤廃するといふ前提の下に、この五名の人間を整理することになつたのでございまして。その他守備、小使、交換手等、これは本省全体を通じて四十七人ございまして、これを大体五%整理いたしまして、全体として能率を上げて働こう、こういう考え方でございまして。その次の営繕部でございまして、営繕部は官庁関係の営繕事務を取扱つておるところでございまして、本省と地方建設局の実施事務をやつておるのでございまして。この本省の事務をやつておる営繕部におきまして、本省におきましても一部大きな工事はみづからやっておりますので、その点を考えまして、営繕部の仕事を一般、会計とか、人事等の管理関係の事務と、その他実施部面の事務とに分けて、管理関係の事務に従事するものはそのうち四十七人あるものであります。これを一〇%整理する、その他実際の設計監督等の実施事務をやつておるものを、営繕関係の仕事は最近非常に膨脹して、とても整理の余地がないから、これは触れないで一般管理事務だけは、事務の整理に伴つて一〇%整理をする、こういうので五名の数字を出したのでございまして。それから河川局でございまして、河川局は百八十二人のうち、十五名の整理と申しますのは、河川局で特に仕事

が忙しいのは防災関係、災害復旧関係の仕事が特別に忙しいので、その関係者は五十三名おりますが、五十三名中五%、それと一般の河川行政につきましては十%、これは会計、経理、人事関係等の事務の整理、並びに能率の増進といふことで、これだけの整理可能なりといふことになつたのでございまして、十五名整理する次第でございまして。その次、道路局でございまして、道路局は現在定員九十七名で、これは一〇%、道路局全般を通じて、今申しましたような理由に基いて整理することにしたのでございまして。次は管理局でございまして、この管理局は、先に申しました特殊物件、資材関係の仕事を除いたほかの一般定員でございまして、これは現在百一名の定員でございまして。管理局は河川、道路等と違ひまして、それはどの仕事の緊迫性がやや少ないのではなかつたか、という考えで一五%整理することにして十五名、残定員が八十六人です。それから、これは百四十五名、それから住宅局百六十七名、官房百六十九名、これらにつきましては、いずれも事務の状況を考えまして、河川、道路等とややゆとりがあるという判断の下に全局を通じて一五%削ることにして、それによつて書いてあります二十二人、二十五人、二十六人、こういう整理率を出したのでございまして。いづれも会計、経理、人事関係等の事務の簡素化並びに能率の増進といふのに基いて整理するのでございまして。

とにいたしましたのでございまして。その次に土木資材と書いてありますが、これは土木資材の割当事務でございまして、現在管理局で石油関係が少しあります。これは一般の統制を撤廃するといふ前提の下に、この五名の人間を整理することになつたのでございまして。その他守備、小使、交換手等、これは本省全体を通じて四十七人ございまして、これを大体五%整理いたしまして、全体として能率を上げて働こう、こういう考え方でございまして。その次の営繕部でございまして、営繕部は官庁関係の営繕事務を取扱つておるところでございまして、本省と地方建設局の実施事務をやつておるのでございまして。この本省の事務をやつておる営繕部におきまして、本省におきましても一部大きな工事はみづからやっておりますので、その点を考えまして、営繕部の仕事を一般、会計とか、人事等の管理関係の事務と、その他実施部面の事務とに分けて、管理関係の事務に従事するものはそのうち四十七人あるものであります。これを一〇%整理する、その他実際の設計監督等の実施事務をやつておるものを、営繕関係の仕事は最近非常に膨脹して、とても整理の余地がないから、これは触れないで一般管理事務だけは、事務の整理に伴つて一〇%整理をする、こういうので五名の数字を出したのでございまして。それから河川局でございまして、河川局は百八十二人のうち、十五名の整理と申しますのは、河川局で特に仕事

が忙しいのは防災関係、災害復旧関係の仕事が特別に忙しいので、その関係者は五十三名おりますが、五十三名中五%、それと一般の河川行政につきましては十%、これは会計、経理、人事関係等の事務の整理、並びに能率の増進といふことで、これだけの整理可能なりといふことになつたのでございまして、十五名整理する次第でございまして。その次、道路局でございまして、道路局は現在定員九十七名で、これは一〇%、道路局全般を通じて、今申しましたような理由に基いて整理することにしたのでございまして。次は管理局でございまして、この管理局は、先に申しました特殊物件、資材関係の仕事を除いたほかの一般定員でございまして、これは現在百一名の定員でございまして。管理局は河川、道路等と違ひまして、それはどの仕事の緊迫性がやや少ないのではなかつたか、という考えで一五%整理することにして十五名、残定員が八十六人です。それから、これは百四十五名、それから住宅局百六十七名、官房百六十九名、これらにつきましては、いずれも事務の状況を考えまして、河川、道路等とややゆとりがあるという判断の下に全局を通じて一五%削ることにして、それによつて書いてあります二十二人、二十五人、二十六人、こういう整理率を出したのでございまして。いづれも会計、経理、人事関係等の事務の簡素化並びに能率の増進といふのに基いて整理するのでございまして。

その次は附属機関でございます。第一番が地理調査所でございます。地理調査所におきましては、御承知のごとく地図の作成、国土の調査等をやつておるのでございますが、この仕事は進駐軍関係の要請もあり、なお最近国土調査法に基く国土調査の実施の関係もありまして、極めて事務が繁忙を極めておるのでございます。そこで総定員六百七十七名おりますが、そのうちで實際上調査の実施に當つておる現業部門におきましては、到底整理の余地がないので、一般管理とその他に分けまして、その管理のうちにおきましては、なお守衛、小使、運転手等のものと、その他の一般管理行政事務に分けまして、守衛、運転手等は三十一名、それにつきましては五％の一人、一般管理事務二十九名につきましては一〇％の三人、合せて四人整理することにしたしました。その他現実に現業に従事しておる者につきましては、整理しないというので合せて四人としたのでございます。それから土木研究所百七十九名、建築研究所九十一名、これは大体同じ方針で研究部門に従事している者と、その他一般管理関係に分けまして、管理関係で一〇％、その他現業部門で五％の整理をすることにして、それ〃〃八名と四名を整理人員として出したのでございます。

最後の地方建設局でございますが、地方建設局の定員は、全地方建設局一本になつておるのでございます。これはそれ〃〃毎年仕事の繁閑を見て各局定員を融通をきかして定員の配置をやつておるのでございまして、全体としてこの定員をどうきめるかというところが問題になつたのでございます。これにつきましては、地方建設局の仕事の中心は、一般の管理関係の仕事をやつておる本局と、それから実際に現場で作業をやつております仕事、この現場の作業と管理関係の部門と、土木関係、河川、道路という土木関係の部門とに大別できるのでございます。それぞれの仕事の実際と、事務の繁閑というものを考慮してこの数字を出したのでございまして、先ずそのうちで先ほど本省の営繕部でも申しましたが、営繕関係の仕事は非常に忙しいのでございまして、そこでこれは本定員は到底整理する余地がないので、営繕関係の現業、実際の設計監督をやつております現場部門三百九十九名につきましては整理しない。それから土木関係の現場をやつておるものを五千四百十五名、この扱いをどうするかということがいろいろ研究されたのでございまして、この土木の現場におきましても会計、経理とか、人事給与等の諸々の事務を末端までそれ〃〃実施いたしておりますので、そうした方面の事務の系統が簡素化されることになれば、その部分は整理の余地がある、こういうのでその関係約五％、二百二十一名を整理しようというようにいたしましたのでございまして、それから本局関係の管理部門におきましては、守衛、小使、運転手等と、その他の一般行政管理部门と分けまして、守衛、小使、運転手等、百二名につきましては五％、五名、その他につきましては一般管理部門の一〇％、三百二十一名という内訳になります。それで合計五百四十七名を減員することにしたのでございます。

大体建設省関係の整理の内容は以上申し上げましたような次第でございまして、

○委員長(河井彌八君) 建設委員赤木正雄君。

○委員外議員(赤木正雄君) 簡単に申し上げます。御承知の通り昨年来公共事業に對していろいろと不正事実があらまうから、これを何とかしようと思ひまして、その原因を私は調べるのに随分苦労いたしました。それがために昨年も建設局の現場のほうに行つて見たのであります。ところが實際見ますと、非常に事務が多端で、私の想像以上に多くの人が要するということがわかつた。こういうふうなことはなかなか人も要るし、又その間にいろいろと不正事実を起さねばならないというふうな組織になつていられるように見受けしたのであります。そこで私は實際長年自分が現場におつた関係からいまして、今日の金でいたしますならば、何十億に相當する金を日計簿と貸借簿、材料受払簿、この三つの帳面で何ら違算もなく、又何ら不正事実もなく、立派に仕事を監督もさせ、又労働もやつて来た多くの事実を持つております。そういう関係からいまして、今日の仕事のやり方が非常に複雑多岐である。例えて申しますと、大蔵省から地方財務部の人が現場に来られる、そして書類を作つておけ、そしてそれがために多くの現場の人は日数に要する、或いは又御承知の通りに財政法の関係からして最近には継続事業ができません。御承知の通りに土木事業はやはり春夏秋冬の時期が……やはりこれは金であります、幾ら金をたくさんもらひましても、或る地方におきま

しては冬のときにおきましてはできません。そういうことからして時期というものが非常に大事である。やはり継続事業も止むを得ずやらなければならぬ。これが土木のほうの事業に當るべき者の知つておかなければならぬことである。併し最近の財政法ではそれができません。又公共事業をいたします場合におきましては経済安定本部に對しまして一々認証をしなければならぬ。これがために非常に多くの手段を要する。又以前には金を現場の人が払わないで、全部立替払をさせました。それがために金銭に對して何ら支障を来たさなかつた。最近では立替払をさせない。又その他人事院に對して出すべき書類は非常にたくさんある。これは私は各省の行政機構の問題ではありません。大臣が大臣と大臣との間で、或いは法律の一部を改正なさるならば、これは簡素にでき得べきであります。こういう簡素に當然すべきものをぜすして、そしてこの人事を云々することとは、私はもつとこういうことをすべきことをして、そして人事をもつと簡素にし、従つて人員も整理すべきである、こういう考えを持つております。ですから、今後この行政機構は又この次の国会にも関係しように、当然すべきものでありますから、これは今までの大臣も御承知の通り非常に複雑多岐に亘つておりますから、これを成るべく簡素にして、昔でも立派な仕事を何ら不正行為もなくやつて来たこの事実を徹して、人事院とか或いは大蔵省とか或いは会計検査、その他に對して亘つておる複雑をなくして、人員は整理すべきものは當然なことで、こういう考えを以て例えて申し上げます。

すと、勤務時間にいたしましたも、あ人事院ができたときには、朝は八時から、又冬になつたら九時に出て来る、果して人事院は今それをやつておりますか、御承知の通りに時間に来ておる者はない。これで又言うのは非常に不思議に思ひます。こういう点を十分考へて、すべきことは責任をどこまでも追及して、そして全きを期したい。これが私の貴重な時間を割いて頂きますことに申すことであります。別に質問ではありません。私の意見であります。

○委員外議員(田中一君) 私は建設委員会の委員といたしまして数回に亘つて大臣並びに政府委員に定員法の改正について質疑を繰返して来ましたが、今改めてここで大臣に質疑はいたしません。今まで御返事を願つたところを要約しまして自分の意見として申し上げます。

現在建設省は人員を減員するというような状態ではない。むしろ増員しなければならぬという現状にあることを先ず申し上げます。先般建設省は大蔵省の了解を得て準職員取扱要領というものを作りました。従来事業費から一万三千名の準職員を使つておりました。そのうち六千三名だけを改めて準職員取扱要領を作つて、公務員並みの扱いをするというところになつております。これは即ち今日の定員では足りないといふことの証左にほかならないのであります。この一万三千名のうちの六千三名を準職員として扱つておりますが、この中には先般も大臣に伺いますと、これは全部事業費の労務費から支出するところの職員だ、こう申しておりますが、又残されておりますところの七

千名は単なる労働者だというような説明がありまされども、二、三の例を申上げますと、木曾川上流の建設事務所に働いている板井武、二十三歳、これは専門学校を出て日給が百五十円です。二十五年から一カ年半勤務しておりますが、これが労働者だと言えましようか。又同じく森下八千代、二十二歳、これは旧制高女を卒業、文書係を一年以上やっております。それから森川孝一、二十四歳、これは会計をやっております。一年以上勤務して、これも労働者と称しております。これは大学を出ている者であります。これをあえて日給百五十円、二百二十円の低賃金で使っております。この事情は単なる労働者として考えられるものであるであらうか、疑問があると思ひます。むしろこれは或る者は現在公務員以上の重要な仕事をやっております。技術的にも大学を出て立派に公務員以上の仕事をやっております。併しながら、賃金としては労働者並みの百五十円、二百二十円、二百五十円という、事業費の中から出すところの賃金で雇っております。これが現在一万三千名でございます。このように補助員、或いは準職員が、無論この中には一般労働者も含まれておりますが、私が調べたところによりますと、六千三名は長年、二年、三年、若しくは五年以上も勤めている人もあります。こういうものをあえて労働者としてごまかして、定員法を減員しようという事は甚だ不可思議なものだと思ひますが、殊に或る労働者は或る一定の工事場から相当離れた所の地域に転任を命ぜられております。ただ日雇いの労働者でなくし

て、三年も勤めたその人間を、今度は別の現場に転任をさせております。これは無論公務員として扱うものであることは間違いないと思ひます。従つて現在一万三千名の労働者と言ひながら、実際の職員を使つてこの現状は、定員法の減員じやなくて、定員法の増加を意味するものでなければならぬと思ひます。従つてこういうような準職員又は補助員を使つておりますのは、定員減というものは必ず国費の節約を来たすということにはならないのです。殊に定員増によつて又国費が増加するといふものでもないのです。事実において実際与えられておる仕事をやつておりますこの準職員並びに補助員は全く公務員並みの仕事をしておる。従つて今日の定員減は不当であるといふことは言えるのであります。殊に事業費から出すところの人員費がいろいろな面で正しい支出がなされてないといふことは、現場に私ども常に参りましてわかつております。無論相当五年、六年たつた労働者が相当な賃金をもらつております。こういう点もいち早く、減員じやなくて増員しなければならぬというのが、建設省の地建その他の現場におけるところの真情であります。

又建築関係にしましても、今日予備隊工事が盛んに行われております。これに對して無論今の陣容においては到底なし得られないといふことは、大臣並びに建設省当局は私にも言明しております。そのために大蔵省に對して六百名の準職員の増加を要求したやに聞いております。建設省自体がこの予備隊工事の完成ができないために、六百名の増員を要求したことを聞いております。併しながら大蔵省は百名しかそれを認めてくれません。従つて今日建設省は立派な技術を持ちますところの建築家を百名だけ臨時雇として採用しております。これは何を物語るか、無論これは今日持つておる事業が過重であるといふことを意味するにほかならないのであります。従つて私は建設省関係の營繕関係について九州の事例を申しますと、二十五年の十二月には二千九百三十三時間の余分な働きをしております。二十六年三月には三千九百五時間の余分な働きをしております。これは無論早出、夜勤などをしております。一人平均二時間乃至六時間の超過勤務はやつておるのであります。この実情を見てなお且つ天引減員をするかといふことは甚だ奇怪に堪へんと思ひます。殊に現在当局は欠員として百二十一名を報告しております。この百二十一名の欠員も増えようといふ御意思なくして、なお且つその七十七名の減員を断行するこの真意がどういふところにあるか、或いは大臣の政治的識見が薄いかとも考えるわけなのであります。殊に本年の四月から共済組合の基金としまして、政府は今度準職員にしましたものの六千三名に對しましては共済組合に加入を勧めておる。併しながらその予算は四月に取つておりますけれども、現在十一月一日からその予算に當てはめてやつております。こういう点、まだ／＼細かい点がたくさんございまして、現建設省においては増員こそ望ましいが、減員する理由は一つもない。結核患者も随分殖えて、病欠が、長期欠勤が相当ございまして、こういう面に鑑みられまして、この内閣委員のかた／＼

は是非建設省の定員法については十分政府に對して御質疑を願ひまして、最悪の場合には欠員百二十一名のみにとどめられて、あとは事業量に應じて増員するようにお考え願ひたい。これが私の今で委員会を通じて出したところの結論であります。どうも有難うございました。

○竹下豐次君 簡単なことでお尋ねしたいのです。現在の定員のうち欠員がどのくらいあるか、本省、地理調査所、土木研究所、建築研究所、それから地方建設局、この五つに分けて御説明をお願いいたします。そうしてそのうちにお事務のほうと技術のほうとの割合がわかりますれば、一緒に御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(町田君) 欠員につきましてお答えいたします。二十六年の十月一日現在の数が手許にございましては欠員が四十一名ございまして、このうち事務が六名、それから技術が十名、それから雇が二十五名欠員になっております。それから地理調査所におきましては、欠員が二十一名ございまして、全部雇が欠員でございまして、それから土木研究所におきましては三名の欠員でございまして、事務が二名、技術が一名となつております。それから建築研究所は欠員がございせん。次に地方建設局におきましては、七十六名の欠員がございまして、事務が六名、技術が十六名、それから雇が五十四名となつております。それで建設省全体を合せますと、四百一十一名の欠員になります。以上の通りでございます。○カニエ郎彦君 私はこの定員の数を審議する前に、大臣に今ここにお出し

になつた数字、つまり先ほど大臣が御説明になつたところのこの減員の数についてであります。この数字といふものは先ほど大臣のお言葉によりますと、末端までのいろいろ事業を調査をしてそうしてここに出したものだ、こういうふうにおつしやつておられたのであります。果してそういうふうな合理的な見地に立つてお出しになつたものか、それとも大ざっぱな天引によつてあなたがここにお出しになつたのか、その点の御決意のほどを一つ聞かして頂きたいと思ひます。……「大臣は言つておられせん」と呼ぶ者あり」大臣がそう言つておられないのなら、改めて大臣にこの数字といふものの基本は如何なるいゆる論拠から出たおるかといふ点についての御説明を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(野田君) その点につきましては、先ほど小林文書課長から詳しく申上げた通りでございます。○カニエ郎彦君 私の今あなたにお伺いをしておるのは、我々に、委員会にお示しになりましたこの整理案の数字といふものは末端の事業からよく一つ調べてそうしてこういう数字が出た、而もこの数字については大臣としては自信を持つて私たちに説明のできる数字なのか、それとも説明のできないような数字なのか。それをお出しになつたのが、やはり責任者はあなたなんですから、あなたの御答弁を願つておるわけなんです。どちらでも結構です。

○國務大臣(野田君) 今回の行政整理、人員整理につきましては、事務を極力簡素化したしまして、又一面におきまして事務の能率を増進いたしました、これに對処するといふふうに考

えておるのであります。先ほど赤木さんがお話になりましたように、現在の実情はいろいろの問題につきまして、経理関係におきましても人事関係におきましても、事務が非常に複雑煩瑣でありまして、こういうのをできるだけ簡素化したしまして、そこに余裕を見出す。又経理費のお話でございますが、経理費の制度を設けますと、我々のやつておる仕事は非常にその点におきまして簡便されるわけでありまして、これは政府で目下用意いたしております会計財政に関する法規の改正によりまして、終戦後閉ざれておりました経理費の制度を復活させまして、事務の簡素化を図るという方針におきまして今回の人員が減りましたも事務をやつて行くといった方向に向つておるわけでありまして。

○カニエ邦彦君 いや、私の御答弁を伺いたいことは、その趣旨はよく了解しておるのです。併しながらこの数字はそういった趣旨から合理的な、いわゆる科学的なところから出発して、そしてお出しになっておるのか、それとも大ざっぱな天引からお出しになったのか、その二つ、どちらか、こういうことを聞いておるのです。

○國務大臣(野田卯一君) 只今私が申しましたような方針に従ひまして、内容を精査して事務当局においてこの数字を算出した、こういうふうな申上げたのであります。

○カニエ邦彦君 それではお伺いをいたしますが、地方建設局の八千六百二十六人から五百四十七人というものを整理する、この整理の根拠となりまして、たところのものはどういふものであるかということ、それからなお且つこの

五百四十七人が如何なる法令を改廃してなくしたために幾人それであつた、それからその他今までのどういふような仕事のやり方をしておつたが、今度は新しくその仕事をどういふ仕事を省いたから、或いは幾人、五百四十七人のうち幾人これが必要なくなつた、或いは又事務の簡素化によつて幾人の人が要らなくなつたかということ、各地方局の、地方局はたしか八カ所かと思ふのですが、地方局に基いて一つここに御説明を願ひたい、こう思ふのであります。各順序を追つて御答弁願ひたい。

○説明員(小林興三君) 只今のお尋ねに私からお答え申上げたものと存じます。地方建設局八千六百二十六名のうち五百四十七名を整理します根拠は、一応先ほど申上げたのでございますが、いま一度敷衍して申上げたものと存じます。

○カニエ邦彦君 時間の関係上先ほどお聞きしたことは私に残つております。従つて先ほどの御説明、あなたの御説明では詳細に亘つて御説明がないから、従つて各局です、局ごとに、それから局の中にはやはり課があるでしょう、係があるでしょう。だからこの課、この局では幾ら、それからこの局の中のこの課では幾人、この係では何人という工合に具体的に、今の私が申上げた事務の簡素化、或いは事務量の減少、或いは又法令の改廃、こういうものについて逐次順序を追つて御説明を願ひたい。そうしなければあなたの今御説明になつたことでは明確に内容がわからないから申上げておるの、だから同じことは二度聞かなくて

○説明員(小林興三君) それでは御説明申上げますが、地方建設局は全国に六つございまして、この各局に通じて特殊な事情を考へて整理したのではなしに、各局を通じて大体やつておる仕事は同じ仕事をやつておるのでございまして。局の構成も仕事の繁閑によつて定員の多少はございまして、同じ組立方をしておるわけでございます。そこでそのうち私が申しました通り、大綱みに分けますと、つまり営繕関係の仕事をやつておる部局です、営繕部関係です。それからその他河川、道路の土木関係をやつておる仕事に各局を通じて皆分れるわけでございます。そこでその営繕関係をやつておる仕事の部門につきましては、これは営繕の仕事が非常に忙いので、全然整理の余地がないというので整理しない。それから土木関係のやつておる仕事を、それ現場と本局の部門に分けて、現場のは現場のほうは、これは御案内の通り非常に手不足な面もあります。そこで併しながら現場におきましても、まあどういふ事務を整理するかということ、これはこれから申上げますが、会計とか、人事関係の仕事は現場の末端まで皆やつておるわけでございます。カニエ先生おっしゃる通り、そういう仕事を簡素化する、その部分に従事している職員は、これは各工事事務所等と同じ仕事をやつておるわけでございます。それからこれは五割の整理可能であらう、こういう判断をいたしまして整理したわけでございます。それから本局関係のほうは現場の仕事と違ひまして、管理事務の性格が現場以上に管理的な面がありまして、これは各局の実情を我

合も勿論よく考慮いたしまして、それで門衛とか、交換手のような何とも一人欠ければ電話がかからんというやうなもの、それ以外の部分に従事している職員と分けて、そして五割と一〇%、こういうまあ数字を出してあります。これは各局、各課の定員がわかつておりますから、実はやつて支障がない、こういう判断の下にやつたわけでございます。そこで具体的に事務の整理は何をやるかということが一番大きな問題でございますが、これは別途国会のほうで御審議願うことになつております。会計法、財政法の改正が一つ、それから今人事院のほうで研究して大分案がでかかつております。人事院規則の改正が一つ、これが一番大筋でございます。会計法の改正では先ほど大臣も申しました通り、例えば経理費を設定する、こういうことがありますが、建設省の仕事は経理的な仕事が大分ございまして、一本になつて済み。設計も一つで済む。毎年々々過年度予算でやりくりしておる心配がなくなつてしまふ。こういうことで事務が末端までずっと簡素化できるわけでございます。それから現場の問題も、国営事業については簡素化にやれるようになる。こういうことになれば現場に伴う煩瑣な手続、或いは現場に伴ういろいろ弊害などの問題もなくなる、こういう判断でございます。それから人事関係の仕事は非常に人事の給与とか、任免とかその他の問題につきまして、或いはこの職階制の問題とか、勤務評定の問題とか、その他非常に煩雑な仕事があるのでござ

います、これはそれ、人事院のほうにおきまして具体的に事務を整理する。大体その整理される部分は下級の職員関係でございます。こういうことでございまして、そこでこれだけの整理が可能である。それから今申しました、例えば人事の各課とも皆同じようにやつておるわけでございます。会計も各課とも皆そういう系統を持つておりますので、そこでこういう数字を出したわけでございます。

○カニエ邦彦君 そこで現在人事事務関係のものが人事院で目下検討されておるので、その検討されておるものを、そうすると仮定の上で立つてかような整理をなさされている、こういうことになるわけですか。

○説明員(小林興三君) 只今検討されておる申したのであります。この整理は御承知の通り今直ちに実施するわけではなしに、来年から効力を生じ、来年の三月以降六カ月の間にやればよいことになっております。その間にその整理の案が決定されれば、問題がないわけではあります。その見通しは現在のところ十分についておりますので、全然整理はその根拠に立つて誤りがない、こういうふうな考へております。

○カニエ邦彦君 そこでこの今言われました五割、全体の事務量を一〇%として五割、それだけ減るといふ根拠について指数ですね。分析指数について何か資料なり表があるはずですから、今でなくて結構です。それから、資料をお出しを願ひたい。それから、それ問題については各分局のほう、それからその他の部分についても今お出しに

なつたこういう資料でなく、各部分の明細書と言いますか、細微な課と係に至るまで一つ詳細な資料をお出しを願う。それからそれが出ますと、それに基づきまして我々十二分に一つ慎重に検討して、あなたのほうからお出しになつたこの数字が適当であるかどうか、こういうことを一つ見極めたいと思ひますので、私はその資料が出るまでこの質問は一時保留をいたしましておきたいと、こう思ひます。

○成瀬權治君 その資料は出されるわけですね。

○説明員(小林興三次君) できるだけのものは……今の局課別の定員などはわかつておりますから、すぐ差上げます。

○成瀬權治君 今までの質疑或いは御意見を聞いておきますと、非常勤職員というものがあつて、その非常勤職員は人事院規則、或いは国家公務員法において超勤手当とか、或いは石炭手当とか、或いは勤務地手当というふうなものももらわれないで、併し実際非常勤職員という名前であつても、具体的に田中委員のほうから指摘されたように、会計に一年ついておる、いろいろなことがあるから、これはやはり非常勤職員という名前であるけれども、実際はつけているから無理があるというので、私はあなたのほうがこの十一月以降から実施をされているところの準職員取扱要領なるものをお出しになつたとおもうわけですね。そこでこのことをやられる、そうしてその適用を受ける数が六千三名であるというところは、取りも直さず現定員ではやつて行けないのだから、こういうことをされたのだ、こういうふうにする承をするわけ

でございますが、この取扱については私は非常に感謝するわけですが、私は今申しましたように、現定員においてはやつて行けない、或いは公務員と同じような仕事をしておるといふ点をあなたのほうはお認めになつて、こういうことをやられたかどうかという点を私は確認したい、こう思ひます。

○説明員(小林興三次君) 只今一方においては定員を減らし、一方においては非常勤職員の制度を認めた、そこに矛盾がないか、こういう御質問でございます。これは極めて御尤もな御質問でございますが、我々の考えておりますのは、本定員に載るべき職員と、非常勤職員で賄ふべき職員と区別がある、こういうことが根本の考え方でございます。と申しますのは、建設省は御承知の通り直営を非常に大掛りにやつておりますので、直営工事には非常勤にたふさんの人、現場の砂運びに至るまでの人夫を使つておるわけでございます。雇員員の幅が非常に多いのでござい

ます。これは請負を主体にしておる役所と比べて行けばすぐわかるのでござい。請負ならば設計をやり、監督をやる者もござい。その下の現場の実際の工事をやる者は請負人側がやつております。併し建設省におきましては末端までも直営である以上はやらなくちやいけない、こういうことに相成るのでござい。そこで人的な構成が何段階にも、つまり性格が違つてゐるものを一度に雇用してゐる。これは全部建設省で使つてゐる人間でござい。人が、人によつて職務の性質、色合が違ふ、こういうふうなことを考へておるわけでございます。そこで第一番の定員法における定員というものは、建設省

として仕事をやつて行く上において本當の基幹的な職員でありまして、建設省の定まつておる仕事を経營的に、或いは半永久的にやつて行かなくちやならない所要の人間というものが、基幹要員として幾らか要る、請負をやつてゐる役所で所要するような人間は当然増すべきである。それからもう一つは、直営の仕事をやるために、仕事に従事する人間が要る。この仕事というものは御承知の通りこれは毎年々々工事現場も異なれば、工事の内容も異なつて来るのでございまして、それぞれの工事に即して必要な人間があるわけでございます。そこでそういうもののうちで、雇用される職員のうちで、毎日々々日雇の形式でもつてやりますものと、特定の現場において工事の続く限り常備式に使う人間と、両方要るわけでございます。この非常勤職員という、準職員と申しますのは、その日その日で雇入れる人間でなしに、特定の工事の続く限り常備的に雇用される人間、こういうものはどうして要るわけでございます。請負をやつてゐるうちの現場の頭のようなものは当然そうなる。それに伴つて多少デスクの仕事もあり得るわけでございます。そういう仕事をやつてゐるのが、いわゆる常勤労働者、こういうふうな我々は考へてゐるのでござい。そこで今申しましたような、そういう雇員のうちで常勤的に使われている人たちに對して、何か待遇というものを一般公務員並みに保障してやるといふことが、これは極めて必要じやないかというので、常勤労働者制度というものをとつたのでござい。併しな

らこれは直ちに恒久的な定員と同一視するといふことは、建設省の仕事の性格から考へて無理ではないか、これはむしろ事業と共に伸縮すべきものであつて、事業費のうちから使われるうちで、たゞ事業のある限り或る程度經常的に使われる、こういうのが我々の考へ方でございます。この兩者を直ちに一緒にして、定員法の定員と同じようになつてしまふといふことは、少し無理があるのじやないかと考へておるわけでございます。

○成瀬權治君 私は現場の人夫のことを云々してゐるわけじやなくて、あなたが話されたのは特定工事云々と思ひますが、これは大体においてあなたのほうも、私は予算等の關係で大体きまつてやつて行かれると思つてあります。ですからこれは、私は予算も今年が多かつた、来年は少くされたといふような、その幅のあるものじやないわけであり。ですから私は従つて、この準職員取扱要領なるものをきめられたといふふうには了解するわけであり。泥妨にも三分の利ということがあり。それから、理窟を言へばどこからでも言えると思つてあります。併し大まかなお考えで、やはり特別の扱いをせられる、あなたのほうが取扱われたところの定員に入れるのが、私は本當だと思つてあります。併し大蔵省との關係においてとれんから苦しまぎれにこつたやられたといふのが、私は実情だと思ふ。ですから今度又定員を落せば、結局あなたがたは大蔵省に行つて、又難儀をして、この六千三名の枠を抜けなければならぬ段階だと、私ははこういふふうにおもうわけ。その努力をあなたがたがやらなくちやならない。ですからそんなことをしなくて

も……二重の手間になつてしまふ、だから私はこの際は定員を修正する必要はなくて、若しやるとするならば、この六千三名の中で私は幅を持たせて何とかやつて行けるというふうな方法が、あなたがたのほうには考へられたことがあるかないか、この点お尋ねしたい。

○説明員(小林興三次君) 今お尋ねのごとく、我々の考へていたしましては、本定員として日々雇入れる労働者の間に、或いは語弊があつては申訳ありませんが、やはり中間的な種類の人たちがこれにはいる、本當に機関定員として恒久的に仕事に従事する者と、それから今のこの仕事を土台にする者、毎日々々変わる人と、そうでない、少くとも特定の個所の工事が続く限り、その工事は恐らくどうせ一年か半年かかる、所によつては一年以上継続的にやる場合もあると思ひます。そこで現に田中委員がおつしやつたように、一年以上もあるじやないか……。

○成瀬權治君 転任は……。

○説明員(小林興三次君) 転任というのは、これはどういふ意味か、或いは一人の単位のものか、或いはもう少し実情を調べて見んとわからんと思ひますが、これも本人がその場所の仕事がなくつてほかの場所の仕事をする、そういうときに元の場所がなくなつてしまふから、その他の場所に移つてゐる、それが變なるといふのも當り前だと思ふのであります。一般の本定員のように自由なる転任、こういうことはやつておることはないと我々は考へておる。そういうわけで、どうしても中間地帯の人たちがおるわけであり。併しな

そこで本定員そのものが足るか足らんか、準職員が足るか足らんかという問題があります。準職員というものは、本定員に全部繰入れられるべきだということにはならないのであります。だから準職員というものは準職員である。別に本定員というものがあつて、本定員としてそれで足るか足らんかという議論で考えて行くべきじゃないか、こういうふうなことをお聞きをさせていただきます。

○成瀬権治君 これはもう押問答をして行つても、私は無意味だと思つて、そこでまあ建設省がとにかく準職員取扱要領というものを作つて、そうして認めておるといふことは、少くとも私は半恒久的な臨時雇が要するといふことは、あなたのほうは認められたと思つて、そこでやはりどう考へて見ても、実は半恒久的と申しますけれども、それは恒久的なんです。実際の考へて見れば、予算というものがあつて、それから、とにかく押しつけられた整理をここに見出してやつたのだというよりは、かたに受取れん。若し強いてそれをあなたがたのほうで反駁されるなら、私のほうも資料に基いて、カニエ委員が言つたように、会計事務でど

れだけやつておるか、人事はどういうようにやつておるか、逐一言つて行けば、こういうことは引つくり返せると思つて、それを今日ここでやろうと思つて、誠に遺憾な首切りをやらせ、押しつけられたものであつて、少くとも私は小林文書課長の整理ではないと思つて、だからあなたは、やあ、と云つたことを云々して言われる、こつち仰せられるけれども、私は遺憾なものを押しつけられてやつて来たといふことを

申述べて、私の質問を終わります。

○楠見義男君 私は極めて簡単に事務的のことを伺いたいのですが、先ほどの御説明の中で、地方建設局の現場関係で、その現場関係の中の土木関係で五千四百五十人の定員に対して、人事、会計等の事務の従事者五〇〇の整理で二百二十一人、こういうような御説明を伺つたのですが、こういう数字から逆に逆算して見ますと、現場の土木関係の五千四百五十名といふものは、大体こういう人事、会計等の事務系統の人が多くて、技術系統の人が如何にも少いように思ふのですが、私のこの計算から見た結論は間違ひないでしようか。

○説明員(小林興三次君) 只今私の申し上げましたのは、この建設省の現場は勿論技術の人が相当おります。そこで現場においては、ただ会計事務と云いますと、今の設計認可の問題とか、継続費の問題になつて来ますと、技術者が皆やつております。設計認可は技術者でないといふわけですから、そういう意味で本省の会計あたりのようなわけではありませんが、仕事をやつておる。そこで全体としてこういう工合だろ、こういうふうな考へたのであります。

○楠見義男君 技術者が同時にこういう人事、会計事務をやつておる、こういうことですか。

○説明員(小林興三次君) 同時に人事、会計事務という言葉の使い方の問題でございますが、例えば設計ですね、設計は技術者でなくちややれません。設計は細かい単なる技術上の設計だけでなしに、経理関係の単価から皆きめる仕事でございます。そういう仕事

継続費の制度ができれば、全般的に整理される、こういうことを申し上げたのであります。あとの数字的な整理は事務のほう、帳簿のこととか、金の出し入れは、事務のほうでやつておるわけでありまして、

○三好好君 建設省に關してまだ質疑のあるかたは留保して頂きます、次の経済安定本部に移ることを望みます。

○委員長(河井彌八君) 御異議ありませんか。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと思つて、審議を進めます。

それでは経済安定本部の定員改正につきまして、審議に入ります。先日経済安定委員会からの御要求によりまして、連合委員会を開催いたしましたのであります。それから、相当にこの内容につきましては検討せられてあると思つて、質疑があれば委員諸君からこの際願ひます。それに先立ちまして佐々木経済安定委員長の御発言を求めます。

○委員外議員(佐々木良作君) 先だつての連合委員会におきまして、私のほうの経済安定委員会におきましての一般的な問題につきまして質問をさせて頂きましたことを先ず感謝いたします。その後のほうの委員会におきましても、懇談会、或いは正式の委員会等を開きまして、特に経済安定委員会等の所管に關する役所の定員の問題について審議いたしましたのであります。その結論を簡単に御報告いたします。本委員会において若し機会があらまれば適當な修正案等の中に織込まれ

るようにお願いしたいと思ひます。経済安定委員会の關係に屬する役所におきましては、御承知のように広汎な役所を持つておるわけでありまして、特にその中で経済安定本部を中心といたしますところの役所におきましては、一応一般的な裁員率になつておる。先だつての委員会におきましても仕事に合はして人数をきめるといふ意味で、一般的な裁員の率に對しても考慮された旨の発言を最後にしておきました。従ひましてあの質問におきましてまだ十分に納得はしておらないわけでありまして、納得はしておらないわけでありまして、これはむしろ経済安定本部の役所の特別な問題ではなくて、定員法自体の一般的な問題として、この内閣委員会におきまして、適當な御審議がなされることと思ひます。その分は一応一般的な問題として省略いたします。特に私のほうの所管の役所の中で経済調査庁の問題がこれは特別な意味を持つておるものと思ひます。この問題についてのみ具体的な修正に關する意見を結論付けたわけでありまして、つまり経済調査庁以外の役所につきましては、一般的な問題として扱われたい。それからこの経済調査庁の問題につきましては、特別な具体的な修正案を用意するといふ行き方になつたわけでありまして、お手許に恐らく私どもの委員会から河井委員長宛に提出いたしました書類の写しがあると思ひます。前のほうの縦書になつております部分は、これは質問の中にもありましたし、読んで頂ければわかると思ひます。省略いたしました、数字的な結論だけを申し上げた

と思ひます。それには横書になつておりますと二枚の表をちよつと御覧下さい。経済調査庁の關係の問題の中心は、先ず御了承願ひたいことは、一般に経済統制が外されるから人間も減らすのだといふ意味で大体五割見當の削減人員になつておる。ところが先だつても申し上げましたように、経済調査庁法の昨年の改正を以ちまして、経済調査庁自身の機能がすでに變貌してしまつて、統制關係の仕事はほんの片手間になつておる。むしろ本格的な重要な経済政策一般の遂行のための調査といふのが本論になつておるわけでありまして、従ひまして一般に説明されておりますように、昔やつておつたような、例えば不正の摘発といふような仕事から實質的に變貌しておることを先ず御承知願ひたいと思ひます。そういういたしました別表となつております経済調査庁の所掌事務別人員配分表といふのがありますが、この左側の調査項目という中に、ずらつとそういう一般重要経済政策の調査項目が並んでおります。これに大体人数を当てはめまして考へなければならぬといふことになるわけでありまして、現在の定員も、それからこのたび提出されておる立場から離れて、ここにずらつと調査項目として並べられておる分を可能な範囲内で力一ぱい本格的な仕事をするならばといふのが、先ず理想案を考へて見ましたところ、それで見ますと、現在定員が二千五百四十三名でありまして、それに対して三〇〇〇の一応の理想的な仕事をさせるためには、五千八百三十五といふ数字が必要になつて来るわけでありまして、そうして五千八

百三十五名を以てしますならば、一応の経済調査の目的は遂行することができるといふに私は私どもは考えた次第であります。併しながら他の要請のために減員がどうしても必要であるといふことでもありますから、五千八百三十五名の理想案と二千五百四十三名という現在定員、この二つを参考といたしまして修正案を考慮したわけでありました。そういったしますと、私どものほうの一応の結論は、どうしても一応の減員をしなければならぬという前提に立つならばということにいたしまして、重要な仕事からずらつと並べて、そうして最低限の必要な人間をこしらえて見たわけでありました。そういったしますと、調査項目の中で、外国人の不当経済活動に関する調査、それから軍票に関する調査、ニッケルに関する調査、コバルトに関する調査、それから下のほうに行きますと電力事業に関する調査、これだけは絶対にどうしても必要欠くべからざるものでありまして、仮に現在提出されておる修正案がそのまま実行されるといたしまして、これにはどうしても現在従事しておるだけの人間は必要だといふ意味で、これは大体数字は六百九十六名ということになっております。六百九十六名というやつを、先ず天引しなければならぬということになるわけですが、これは第一級の調査項目中から最重要として五割削減の場合におきましても、確保しなければならぬ仕事の数であります。それに対して主観的な分け方になりますと、その次に位置するものとして食糧行政官庁の調査、それから通産省の保有物資に関する調査、

それから石油に関する調査、それから今度新しく附加するものでありまして、どうしても避くべからざるものとして考えられますものが、賠償の事項としての委託加工貿易に関する調査といふのが入ります。この今の食糧関係と通産省関係と、それから石油、賠償の第二クラス、それを最低限に切りつめて、九百八十六名、そういったしますと、先ほどのAクラスの六百九十六名と、今のBクラスの九百八十六名、合計千六百八十二名ということになります。これを先ずこの二つを優先的に確保いたしまして、現在しておる仕事を最小限に切りつめて参りまして、この切りつめて参つた分を加えて、最終的な合計として二千二百八十九名、その差があと九名の分になるわけでありまして、二千二百八十九名、つまりAクラス六百九十六名と、Bクラス、Bクラスと言つと語弊がありますが、九百八十六名と、それからその他若干加えて合計が二千二百八十九名という数字になるわけですが、この数字は丁度現行の定員法の一〇%減に相当しておることになるわけですが、それが私どもの委員会におきまして最終的に出した一応の案でありまして、若し現在提出されておられますところの、五割減の案によりまして、今仕分けいたしましたAクラスの確保したものは、つまりBクラスにおきましては、通産省関係の仕事の五十名程度、それ以外は全部なし。例えば今問題になっておられますところの食糧関係のやつもなし、それから賠償関係のやつも人間を増すことができて、殆んど不可能。その他現在やつておられます仕事の殆んどが停止するというような状態になる

わけでありまして、簡単に言いますと、今提出されておられます五割減案によれば、第一の外国人の不当経済活動に関する調査と、電力需給までの四つの項目にプラスするところの通産省関係、食糧関係に関する調査、これだけでありまして、あとはこれらの仕事を円滑にするための、例えば庶務とかなんかい内部の関連事務関係が入るだけです。あとの仕事は全部できないということになるわけですが、それでは全然機能を達することができないために、私どもは今申しましたような最終案でありまして、大体一割案の二千二百八十九名案というものを一応こしらえて見たわけでありまして、なお附加しますが、一般の今度の減員が二割五分案になっておられます。従いまして何とか二割五分案までに切りつめて見ようと思ひまして、二割五分案を一応作つて見たのでありまして、二割五分案の場合におきましては、大体今のAクラスのほかに、Bクラスの通産省関係の仕事と、それから食糧関係の仕事、食糧関係の仕事をやつておられますものが今五百五十七名であります。五百五十七名が加わると、これだけで大体二割五分案になるわけでありまして、Aクラスのものと、それから通産省の保有物資の食糧関係の仕事と、それに食糧行政関係、この三つだけをやるといふことになりまして、初めて二割五分案が可能になるという結論になつておるわけでありまして、ほかの振合ひ等もありまして、私どもの委員会といたしましては、何とかこの一割減案に落ちつきたいという希望を最も強く申述べまして、そうしてほかとの釣合上どうしても不可能だといふこ

とでありますならば、最小限の今の食糧関係を含めまして二割五分案といふことが、次善案、或いは三善案的に考慮されたといふことを附加えまして、非常に簡単でありますけれども、一応私どもの委員会におきまして、この関係の役所の定員関係の審議をいたしました結論を申し上げるわけでございます。他の関係等々からも非常に修正の内容がたゞさん出て参つておりますが、この委員会におきまして、いろいろむずかしい問題を含んでありますが、私どもの委員会として検討いたしましたことを、つまり第一に問題を含んでおる非常に難題を来たす大きな問題は二割五分という平均率でありますから、一般の問題として仕分けをしたこと、そして切りつめて行つて最後に調査問題が残つたこと、そして調査問題の中で仕事と合わせて最小限に切りつめて見ましたところ、一割減員案が出たこと、それから一割減員案を一般並みに直すための最大の努力をしますならば、そうすると食糧関係だけを含めて二割五分削減案といふことになる、これが結論であります。どうか私どもの委員会でも考えました点で十分考慮されまして、修正案等の中でできるだけ活かして頂くようにならうとお願いを申し上げます。

○カニ工部君 私は経済安定本部の、他の外局と或いは本局その他に対して質疑をいたします前に、只今経済安定委員長の佐々木君から大体の趣旨の説明があつたのでありますが、この私は非常に遺憾に思ふことは、現下のこの情勢から見て、経済調査庁の人員を大幅に削減するということについて、政府が一体どういう意図からこういうことをしているのかというところについて、実に不可解に堪えんわけです。むしろ私は佐々木君の今言われた数字、いわゆる二千二百八十九名というところの数字でなくして、この分についてはむしろ何割かの増員を必要とするのでなからうか、という考えを持つておるのであります。そこでなぜ一体然らばそういうような理窟が成立するのであるかと言いますと、一番最近の事情で問題になることは、国費の大きな濫費であるといふこと、それから疑獄に次ぐ濫費々々であるといふこの世相に対して、何らかの手を今にして打たなければ如何にその施策の上で外敵に備えて対策をしたとて、この状態では内部から崩壊して行く、而もその内部の官僚の手によつて我が国が腐敗堕落をして行く、こういう点が非常に重要に考えられなければならないのではないかと、そこで今度のこの定員法によつて来ておるところの根拠は一体何であるか、事務の簡素化をする、こう言つておる。それで事務の簡素化によつてそうして国民の負担を軽減すると、こう言つておる。然らば一体これだけ大騒動をして、そうして一体どのくらいの節減ができるのかという、二十六年度においてはこれは当然マイナスであります。二十七年度は百五十七億と、それから二十八年度からは約二百億というものがこの人員を整理することにおいて我が国の経済から浮き上つて来るのだと、こういう説明をしておるのです。ところが突然一体然らばどういふことになつておるか、こう言いますと、恐らくこれ

は皆さんも御承知であろうかと思ひますが、この国費の濫費によるところの昭和三十二年の決算は、この調査院がこの国会に報告しました報告書によつて見ても、百七十五億が二十一年度であつて、二十二年が三百八十六億で、二十三年が六百二十十六億になつてゐる。只今審議してあるところの二十四年度は七十五億と、かように年々倍加々々、倍して来るのです。こういう状態を見て行くなれば、実に恐ろしい結果になるのじやなからうかと、而もこの二十四年度の一体七百五十億の内容を仔細に検討して見ますと、国家に損害を与えておるところのもの、それから官吏が不正に領得しておるところのもの、或いはその他の關係によつて不正に会計法をみだつておるところ、いわゆるこの批難されておる金額といふものは驚くなから八十九億七千七百五十万四千六百円となつておるのです。この八百億からの金がその批難事項として上つて来ると、而もこの八百億の批難事項に上つて来ると、会計の検査の事態を考へて見ますと、会計検査院でも今度は多少の削減をしておると、従つて全般の検査といふものは殆んど三分の一にしか達してゐない、あとの三分の二は検査がされずにそのまま放置されておるところが現状の事情である、そしてそのほかにも今度は別個に財政法の四十六条によつて大蔵省の關係でいろいろ調査をしておるものの報告を見ると、二十五年度においては二十九億報告しておると、それが五千七百六十五万四千四百円、而もこの金額といふものは

は全体の調査の五十分の一にしか達してゐないのです。そこで今度は一体こういうもののほかに、一体我が国の機構の上から言つてこういうことを調べておるところのもの、どこにあるかといふと、たつた一つ経済調査庁がそのほかにあるわけなんです。ところがこの経済調査庁では一体どのような仕事をやつて来ると、私は個々に経済調査庁のやつて来たところの過去一年間の実績を集計して見たのです。すると主食配給の中間経費調査においては八十七億二千六百万円といふものを削減しておると、それから砂糖配給の配給実態調査においては一億円と、それから公団の業務経理の欠陥を改善せしめて四十九億四千万円に減らしておると、それから公団売掛代金の回収にこれが経済調査庁が協力して二十七億五千万円、一年間において協力しておると、それから鉄鋼及びソーダの過払補給金の回収に対しては四億八千五百万円、それから専売公社、たばこ、運送その他の調査による運賃の削減といふものを八千三百万円やつておると、これはその専売の運賃のだからしないことと、すでに衆議院の行政監察委員会等でも問題になつておるのです。それから過磷酸石灰の価格、実態調査によつて過払補給金の回収をしておるものが四千六百五十万円、計百七十億九千五

十萬円のこの一年間に正正させておるところの額といふものは、実に巨額なものに上つておると、そのほかには、いろいろと運用の面で経済行政の改善や、国民生活の安定のために努力をして来ておる。従つてこれらのものは、今私が申上げたような数字の上にこそ現われないのでありますが、併しなが

らこれが国民経済の上においてなして来たところの役割といふものは実に大きなものである。こういう会計検査院とか、或いは又経済調査庁とかいふ、こういうように国費の濫費、或いは又不正を行つておることをいさかでも抑制しようといふところの機能を、これを大幅に削減して行くといふことは、果して国民に対して一体いいことであるか、悪いことであるかといふこと、私はこういう見地からして、今のこの我が国の現状から見まして、少くともかかる人員は別に倍加をしても、これだけ以上倍加すれば倍加するだけ、いわゆる国家に費するところが多いのでありますから、かかる人員に対しては多く私はやはり増加すべきである、こういう考え方を持っております。

然るに今回経済調査庁は、国会に対して大幅な、而も半減するといふところの理論はどこから一体成立つのか、或いは国民の困つておるところの、こういうことも、不正をなお以上多く増やうとするのか、或いは一部のこゝういつた、いわゆる悪徳を働かんとする者の立場を容易ならしむるため、は、どうしてもかかるものは半減或いは三分の一に減じなければならぬといふ論議に立つておるのか。この点について一つ政府の考え方の御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(平井三郎君) 只今の御質問に對しましては、事務当局の私からお答えするの如何かと思ひますが、いろいろ国費の濫費等について問題を引きつてあります。過去におきまして調査庁の調査によりまして国費を軽減された実例もあるものであります。この問題に關しましては、一つの国費の使い方につきましての監督機能に

私は政府のおやりになつておることがおかしくてならないんです。そこで一体どういふ考え方でしておるか、こんな二百億や三百億の金は、私に言わせればどこからでも出て来るのです。今のこの日々行われておる浪費の事情から考えますれば、むしろ首を切るというよりは、こういう多くの浪費を如何にして食い止めるか、そして国民経済の上に、国民負担軽減の上に資する、こういう考え方のほうがむしろ今の場合としては本筋ではなからうか、こう思つておるのです。どうも今回のこの定員法の無理なところについて方というものをそれ自体に対して、多くの疑惑を持つておるが故に、たまたまこれが経済調査庁の件に端を発してまあ出て参つたのでありますが、一つ政府の管理庁としての考え方を述べお願いしたいと思つておるのです。

○政府委員(大野木克彦) 只今の御質問非常に根本的な重大な問題でございますので、只今長官が参るはずでございますから、長官からお聞きを願いたいと思つておるのです。

○カニエ邦彦君 最もこれは重大な問題で、基本的な問題でありますから、これは大臣から答弁を願つた方がいいと思つておるのです。

○委員外議員(佐々木良作君) 先ほど私の委員会の結論的な御要請を申し上げたわけでありまして、関連して一口だけ私の意見を述べさせていただきます。私の意見は先ほど申し上げましたように、私のほうの経済安定委員会としての所管の各官庁について一般に見渡して、そして経済安定本部を中心とする問題は、一般的な定員法の問題に譲つて、そして前記した事務

的な問題としての調査の問題に移つたわけでありまして、その前提として一口意見を述べさせていただきます。今カニエ委員のほうからいろいろお話をありましたように、私もあの経済安定の仕事を取りながら特に痛感いたしますことの第一は、この定員法自身に於て、若し定員法の今度の修正の問題が、仕事を抜きにしまして、ともかく行政を簡素化するなり人員を減らすなりというところに最終的な狙いがあるとしたならば、これならば本場に各省、各仕事の内容を抜きにして、人間だけやつてもらいたい。それであるならば大蔵省、外務省も筆頭に立ちまして、本場にきいて、一律に、半分で何でもやりたければやるのは一つの手だろと思つておる。併し若し仕事を考へてやるという本論に立つならば、飽くまでも人間ということに重点があるというのでなくて、仕事自身をスムーズに行うという点において、そして考へ直してもらいたい。その場合には私は今のようないふ文句のあるところだけ上つて行つて、ほかのやつは形式的に一律論というやうな問題は出ないだらうと思つておる。それどころかそういう今整理をたくさんされておるやうな案になつておるところ、つまり発言の政治的に弱いところのほうで、実際は重要な仕事を含んでおるんじやなからうかとさえ考へられます。それから第二点は、御承知のやうに私は日本ほど一般の統計資料或いは経済調査自身がコンピュータのものがない所は私はないと思つておる。たゞ、例えば経済安定本部ができたときとか、その他適当な機会のときに、調査を本格的にやらなければなら

ん、或いは統計局を拡大しなければならぬというやうな仕事、政治的に行われる、併し御承知のやうにそういう一般統計であるとか、或いは経済調査とかいふやうなもの、役所を店開きをしていまして、そして本場の仕事になるまでには、どうしたつて三年や五年かかると思つておる。そして大抵そういう店を上げて、さあやれと言つたときに、人間をうんと殖やして、い連中を集める。ところが、今度性格が変つたりなんかするものですから、それが又適当なときに全然意味の違ふときにそれをすばつと半分とか或いはなんとかいう削減のされ方をする。でありますから、いつまでたつても本格的な統計資料、経済調査資料もできないことになるのだと思つておる。第一に私は今度のこの定員法の改正案を出される行政管理局自身で、私は日本の役所ほど或いは定員といふ、実在員といふ、たくさんありますけれども、どこだつて本場に人間があんなにどういふ仕事をしておるかといふことを把握されておらない政府といふのはさうなからうかとさえ思つておる。行政管理局自身が、今度の案を出される場合に、本場の定員或いは実在員、そして仕事の内容といふものを殆ど正確には調べておられないのだらうと思つておる。この前の定員法の場合におきまして、何遍言つてもはつきりと実在員といふものが出なかつたところから見て、明らかだと思つておる。よその例を引いておかしですが、決して統制も何もやつていないアメリカの政府の一覽表を出しておつたところから見ましても、そういう内容はない。然るが故に、私はここで特に二番目の

問題として強調しておきたいと思つておる。それは、そういう統計的な仕事、経済調査的な仕事、こういうやつは本場に継続しなければ仕事にならない、発足してから三年五年たたなければ本格的な仕事にならないのでありますから、この点を十分に考へて、今必要だからこれは殖やせ、今必要がなくなつたからさあやめ、それをやつて繰返しておるのならば、永久に私は本場の政策を行うに一番中心になるこの資料、或いは実情把握が不可能になるといふことを強調したいと思つておる。それから第三番目に、今ドッジさんが来たから言うわけじゃないですけども、統制撤廃といふのが何かはやりみたらなつて、而もこれは一两年前からの政治的な要請が強く、今頃になつて施策として出かかつておる。ところが世界の情勢も、日本の経済事情も、逆向きにもうそろそろ去年の半ば頃から本格的な計画的な方向を向かざるを得ない段階に入つて来ておる。現にドッジさんが来て物資統制をもつとやうな状態になつておる。そのときに選挙の公約から引張り出して来て無理押しに中途半端にやめるやうなことをされる場合には、一番下の方針は私は崩れて来ると思つておる。同時に世界経済の中に伍しての日本経済の独立ということとは本場に不可能になつて来るやうな気がいたします。従いまして三番目に申し上げたいことは、どうかこれまでの政治的な立場とか或いは主観にとらわれずに、世界経済の動きをよく見られまして、そしてそれを的確に把握し、それを的確に政府の施策化するやうなところに重点をおいた定員なり機

構なりをお考えをお願いしたいということ、これを特に強調したいと思つておる。この三点を特に私の個人的意見として附加えまして、私の発言を終らして頂きます。

○カニエ邦彦君 只今行政管理局長官がお見えになりましたので、先ほど私の申し上げました点についての、基本的な定員法の考え方について一つ御答弁を願いたいと思つておるのですが、委員長それではもう一度申し上げたほうがいいでしょうか。

○委員長(河井彌八君) そう願います。

○カニエ邦彦君 只今経済調査庁の人員の整理の問題から発しまして御質問を申し上げたのでありますが、経済調査庁が過去一年間に於て来た国民経済の上に貢献して来ているもの、或いは直接国費の支出に対して軽減をなして来ている、こういう仕事については、今数字を以て説明をしたんです。これを要約して言いますと、百七十億九千五百万円の相当巨額に亘る金の節約或いは是正といふことをやつて来ておるのです。それからこれが而も極めて少数な人員で行われて来ておること、それから会計検査院、これはまあ直接この定員法には関係ありませんが、会計検査院が年々手不足で、而も三分の一にしか検査をせぬ。その結果においても八百十億という批難金額の件数を挙げておるのです。それから今度は大蔵省が会計法の四十六条によつて監査の結果、この監査といふものは非常に人員が不足しておるがために、全監査の五十分の一ぐらしか達していないのです。そうしますと、その結果二十五年度の報告と

して出して来ておる件数が二十九件、この中には不当な水増しをやつてそうして建設費或いは公共事業費を不当に支出しておる、中には勿論飲み食いをしておる金もあるわけなんです、そういうようなものが五千七百六十五万四千円ほどの五十分の一の検査による結果として報告をされてゐるのです。そういうようなものを併せて考えますと、年間を通じて大体表に現われて来ておるものだけでもこれだけあるから、従つて、これを十二分に、少しの人員を増加して監査をいたしますと、年間二千億以上というものが国民の知らないうちにうやむやに使われたり、或いは又不当に領得をされたり或いは又税金を取るべきものを取らなかつたりしてゐるものがこれくらいあるのです。そういうことを、今回政府が我々に出して来ておりますと、このこの定員法は、何を一体目的としておるかという、劈頭にも提案理由で説明されておる通り、業務を簡素化をし、そしてそれを合理的に是正することと共に、国民経済の負担を軽減することにその目的があると、こういうのです。そこで一体これだけやんやわんやをやつて、そして非常に無理な人員整理を行なつた結果、そして多くの失業者を街頭に放り出す、こういうことをいたしました結果、然らばどれだけ一体国民経済の負担の軽減ができるかと、こう言いますと、昭和二十六年におきましては四百三十五億九千五百七円というものは、これは逆に整理するために増加すると、こう言つてゐるのです。それから昭和二十七年には百五十七億余万円というものは、それから二十八年度におきまして

は約二百億円というものが、これだけ国民経済の軽減をし、そして負担がこれだけ軽くなるということをつまら言つておられるのです。ところが現在のこの現状を見ますと、あなたも御承知のように日々不正、或いは横職、疑獄々々、まるで今の世相を言いますならば、梅毒三期の症状であつて、(笑聲)全身梅毒でどこを突いても膿が出る、こういう実情にあると思ふのです。これは一体政府の施策のどこに欠陥があるのだ、だからこれを今にして直さなければ、どうも如何に国警、予備隊を増強して外部から共産党が攻めて来るというは、歴大な国費を以てこれを防疫したといつてもこれは内部から腐つて来るのです。内部から官僚自体が腐敗堕落して来る、これが一番恐ろしいのです。今何と言つてもこういふ重大なところの現状を控えておつて、そしてこういふ無理な定員法を出すよりは、むしろ今の巨額なところの国費の浪費を如何にして防くか。これをなされれば、この人員整理において浮くところの百五十億や二百億というものはちやんちやんかすで出て来るのです。そこでこういふ施策を行わずして、一体この定員法で国家財源を浮かそうとする考え方、この考え方については私はどうしても納得が行かないのだ。のみならずです、而もこの法案を見ますならば、かように僅かな人員を以て国家財政に対して寄与して来ているところのこの役所を半分減らすといふことは一体何だろ。これはどうしても理窟に合わないのです。

そこで一体政府はどういう工合に考えておられるのか。最も今やるべきことは、かかるいわゆる国の現状に対して憂えて、事態を収拾することに努力しなければならぬ。どうもこういつた観点から考へて見ますれば、今回のこの定員法の出て来たところの考え方ですね、これが非常に私は間違つてゐるとは言ひません。間違つてゐるとは言ひませんが、併しながら私が今申した点から言ひますならば、もつと重要なことがあるのじやないか。従つてかか人員の削減のやり方ですね、こういうものについて一つ明快に親切に御答弁を願ひたい、こう思ふのです。

○國務大臣(橋本龍伍君) カニエ委員が、平素特に綱紀の肅正の点について非常に強い関心を持たれ、検討されておられますことは私も十分に敬意を表しております。先般の決算委員会でお話ございましたときに私の考え方申上げましたが、私も又綱紀の肅正をしなければならぬという点につきましては、これは役所の規律という点自身から言つても、国民の負担という点から言つても全く同感であります。そこで具体的には経済調査庁の人員の問題でございますが、経済調査庁が当初統制経済の取締という点から発足をいたしました。だん／＼経済統制がずつと少くなつて参りましてから、昨年のあたりからい／＼な国の施策の運営面の監査をやつてゐるのは私もよく存じてゐるのであります。勿論こういつたような調べをするのに人員が多ければ多いほどこれに越したことはないと思ひますが、私も経済調査庁関係の問題については従来からほかの方面よりいささか内容を知つてゐるつもりですが、経済調査庁は一種の経済警察をやるといふ面でかなり大きな規模を持つて

て発足いたしました。それがその後統制がだん／＼薄れて仕事が切換えられて参りましたが、なおかなり多くの人員を抱へてゐるわけでありまして、国の行政監査という面において昨年あたりから経済調査庁のやつておる仕事、こういう面を将来行政管理局の仕事や主計局の予算執行の監査と絡み合せて、もつと今の経済調査庁のような形でなしに、もつとつかりした落ちついた機構の立て方をしして仕事をやつて行くといふことはこれは必要なことだと思つておられます。ただそのスタッフとしては考えようで多すぎ／＼、升ずでありますけれども、これは本来経済警察という点から発足いたしました沿革的には、かなり大きな員数というものは、今日経済統制の取締という観点から離れて、国の行政運営面の監査といふふうな方面に切替えて参りますならば、大体今回提案した員数ぐらゐが妥当であると思ふのであります。丁度今回提案いたしました人数が千二百三百人で、丁度会計検査院の規模とまあ同じくらいになつております。私は経済調査庁は経済統制取締という面から発足して沿革的に相当大きな人数を持つておられますので、多々ます／＼升ずといふことはありまじやうけれども、今日の總体的なバランスから見ると、提案したぐらゐの人数の規模でやつて参りたいと思つております。なお行政監査実施の問題であります。私はこの國費の節約という点から見ましたら、行政整理による行政費の節約もこれは是非必要でありまして、無駄遣いのないようにする取締とは別に必要なことであると考えてゐるものであります。で、まあ無駄遣いと

いうものを又取締つて行くという面につきましても、これはいろいろ／＼な面での施策が必要であります。各行政官庁が魂の腐れたような状態で運営をされる、そしてその中に立つた一つ経済調査庁といふようなもの、或いは会計検査院といふようなものがあつて、それをただ検非違的に取締つて行くといふようなことは、これは止むを得ざる必要として或る程度考えなければならぬかも知れませんが、政府の行政規律を立てるといふ面から言へばむしろ私は邪道であると思つております。やはり公務員の規律というものをはつきりいたしまして、そして上司が行政組織に従ひましてそれ／＼部下を監督し、部下もそれ／＼について責任を負つて行く、所定の行政組織自身の中で規律の保持が行われれば、会計検査なり或いは行政監査という、ああいうものはこれは万が一の落ちを拾う意味における仕事をやるべきものでありまして、今も御指摘がございましたが、全面的にどこも腐れてゐると思ひまじやうけれども、總体にはいろいろ規律が乱れてゐる点はあると思ひます。それをそのまま放置しておいて、会計検査や行政監査に頼るということ、これはできません。これは、公務員規律、官庁規律というものをしっかりと立てますと同時に、会計検査についても行政監察につきましても、やはり適度の組織を持つて運営して行くといふことは必要であると思つております。

○カニエ邦彦君 経済調査庁の問題についてですね。統制関係のものがなくなつたからと言つておられますが、殆んど二十六年度或いは二十七年度等に

おける今後の動き方というものは現在の人員で統制関係のものは殆んどもう調査をせよ、一般国民経済に及ぼす影響のあるところのものに關してやるということだけで、現在のいわゆる人員で私は足りない、とこう考へてゐるんですから、今あなたのおつしやつたような考へ方とは全然異なると思ひます。それから後で申されましたが、勿論これは規律を確立することについては異議はありません。併し今日のこの現状というものはあなたが今言つておられた規律を確立し、そうしてその内部の監督、いわゆる内部監督においでやつて行くという意味であらうと思ひます。併しながら過去何年間の間に於いてなされて来たところの行政監察委員会であるとか、或いは各省、各庁に内部的ないろいろな機構を設けておる、或いは国税庁の中には監察官とか、或いは又監督官とかいうような制度をそれ／＼設けておられるんですよ、併しながらその制度を設けておられるにかかわらず今日の一体状態になつておるんです。それはどういふことであるかという、会計検査院の批難を見てみてもわかる通り、官吏の手落ちで、而も國家に數億圓の損害を与へ、數千萬圓の損害を与へておるというところが明確であつても、何らの処分がなされてないんですよ、ただ嚴重なる注意というやうなことで茶が濁されておるんですね。これは何故にそういうことになるかといふと、信賞必罰が行われないといふことはこれは當然内部監督によるところのまあ／＼主義といふか、或いは人情というのか、或いは自分の部下に対する

考へ方というもののから出て来るのか、勢いどうしてもその成果を挙げ得ない結果今日の狀態を来たしてゐるんです。だから私はその制度も必要でないとは言いませんよ、併しながらむしろそれ以外の獨立した何ら制約を受けないところの別個の機構がそれ／＼國民經濟に對するものに對してはそのやうに、或いは國費の歳出に對しては或いはその組織なりですね、そういった別個の組織が外からやはり監督をする、而もその組織を拡充強化せなければ所期の目的を達成することは甚だ困難である、かように私は考へておるのがあります。この考へ方は過去何年間か行われて来たところのいわゆる政府の方針に基く内部監督制度といふものが突を擧げていないといふ現状から私はかやうに申上げておるのではありませんから、従つて私は少くとも今言つた通り僅か百五十億や二百億の國費の節減を金や太鼓でどん／＼やん／＼で宣伝して國民の前に節減々々と言ふくらいなら、僅か一億か二億の財源を殖やして、そうしてかかる不當な浪費或いは不當ないわゆる支出のないやうに警成すれば二百億或いは三百億或いは五百億、一千億くらいは金に優に持ち出せるというのです。だからこの際かかるいゆる仕事をして来た実績を持つておる、この官庁の人員の僅か五百人や三百人の人間を減らすべきでないではないか、むしろ強化すべきであるのではないかといふことを申上げておるのです。

○國務大臣(橋本龍伍君) これはカニエ委員と少し私考へ方の違ふ部分があると思つております。私が申上げておりますのは、經濟調査庁の人員を今日の定員法の通りにすることにによりまして政府内部における不正といふものをそれだけ余計置きつ放しにするとかといつたやうな考へ方を持つておりません。政府内部におきます仕事の運営面からする國民への損失といふものは避けなくちやならん、十分な監督をしなくちやならんけれども、それを今までの經濟調査庁の人員でなしに今回の新たな定員でできるし、そうしなくちやならんといふ意味であります。それはなぜかと申しますに、こゝういふ考へ方でありまして、で、例を挙げますれば一番いいと思ひますが、昨年經濟調査庁におきましてやつた仕事のかなり大きなものの中に食糧管理に關しまするいろいろ／＼諸掛りの適正かどうかという検査をいたしました。これは食糧管理特別會計の部分についても、公団につきましても、食糧價格に關り掛けたられておる経費が適正であるかどうかという検査をいたしましたのであります。これはまあ本来から申せば諸掛りが幾らかかる、そうしてその間に倉庫料や運賃なり何なりといふものの中に節約の余地がないかどうかといふことはこれは何と言つても、農林省自身が常日頃やつて調べなければならん仕事であります。で、それに対して各省はそれぞれ、私はまあカニエ委員の言われるほど政府機構の全部が梅毒第三期の症状があるほど公務員職員といふものが上から下まで腐つておるといふことは信じたくありませんけれども、そういういたときに農林省、通産省なり、大蔵省なりといふものは常に自分の職責上調べなければならんことは、それは當てにならないからそれを經濟調査庁で調べに行くといふ

ことが必要であるといふことであれば、これは正しく今よりもんと厩大な機構でなければ到底やれるものじやない。私はそういうふうにして政府の役人といふものは一般的にどういふ悪いことをするかかわらん、だからこれはもうわからんから別に監督機構を作つて、そうしてこゝう調べて監督するんだという建前ではこれはいつまでたつても問題の解決はできない。本体的には各省庁といふものの公務員が上から下まで規律を保つてしつかりしてないものはいつでも誠にでも、左遷にでもしてしまふ。そういうやうな人たちが人事院に提訴などしてもこれは到底取上げてもらえないといつたやうに規律がびしつと立つことが私は非常に大事なことだと思ひます。今例を挙げました食糧に關する諸掛りの監督といふやうなことも私は農林省が始終それをやるべき筋のことである。併し農林省のお役人がそういう点について、例えば或る程度甘く見てやしないかといふ心配があるといふ場合にはいつでもみずから手で調査するぞといふ眼みまきかして、それに必要なだけ、つまりどうもおかしいと思はれるものだけこれを検討して行くといふのが私は行政監察の機能であるべきだと思ひます。そういう考へ方で行きますと、これはもう飽くまでも程度の問題になるわけでありまして、私の考へておりますところでは会計検査院もこれは少し面の違つた検査をしておりまして、經濟調査庁におきましても、私は今後經濟統制の取締といふ面を離れて行政監察の面に行きますならばやはり会計検査院と同じくいろいろの規模を持ちながら飽くまでも各省の事務と

いふものは各省が責任を持つてやつて行く、それをわきから今私が申しましたやうな意味において、各省の報告なり何なりといふものが正確であるかどうかといふことに對する眼みをつけて行く役所といふふうにするべきものだと思ひます。

○三好始君 私はこの際、政府委員或いは説明員としての事務當局の答弁態度の問題に關連して、橋本長官に一点お尋ねしたいのであります。本日新聞の伝えるところによりますと、今のところ政府は、反政府的の答弁を行なつた事務當局に對して強硬な手段をとる考へはないけれども、自由党は極めて強硬であり、連記録を調べて改めて政府に申入れるとの空氣が強い、こゝういふ報道がなされておるのであります。私は政策的な見解に關する限り、政府と異なる意見を述べること、が、事務當局として適當でないことは認めるにやぶさかでありませんが、事實を曲げた答弁をされることは委員會として極めて迷惑なことであるのであります。現に委員會に喚問された証人が事實に反する証言をした場合には、偽証罪に問われる明確な規定もあるのがあります。事務當局の委員の質問に對する答弁は、万一事実に反するやうなことがありましても、偽証罪に問われるとは思ひませんけれども、事實的には私は証人喚問における場合と變らないやうな性質を持つておると思ひます。例えて申しますと、中央氣象台の定員が削減される結果、觀測所を減らさなければいけないという問題が假に起るとする、或いは農林省の統計調査部の定員を著しく削減する結果、五カ年計画で進行中の水

田の面積調査が中途で打ち切らざるを得ないような結果になる、こういう問題をです、委員の質問に答えて仮にありのまま答えることが反政府的な答弁として政府から強硬措置をとられるという事になりますと、恐らく事務当局はこの委員会に出席して責任ある答弁をすることもできないし、委員会の審議を曲げる結果にもなることを私は恐れるのであります。仮に表向き免職させるというふうな方法は講じられなくとも、今回の定員法の改正の結果、整理される人員の中に入れられるという問題があるわけでありまして、不当整理として公務員法上も問題が起るのじやないかと考えるのであります。こういう問題もあるからこそ、今回提出されておる定員法の改正案の附則にある公務員法上の審査請求権を復活する意見が、本委員会においても相当強いわけでありまして、私はこういう点をいへば、考えまして、本日の新聞に報道されておる反政府的な答弁を行なつた事務当局に対する強硬な態度云々の問題は、看過すべからざる問題だと感じましたので、この際橋本長官の御意見を承りたいと思ふのであります。

○國務大臣(橋本龍伍君) これは私が行政管理局長官として申上げる筋の問題でもないやうであります、むしろ私自身は新聞記事の内容についてあれほど閣議、その他において話をしたことがありませんし、どつからどういふやうに出た、誹謗だけが響いておるやうであります、存じません。むしろ官房長官にでもお尋ねになつたほうが筋かとも思いますが、誹謗新聞で書いております記事の根拠なり、何なりといふものはどこで誰がどう話をしたか存じませんが、ただ勿論考え方のいたしとしては、公務員の諸君は政府の施策に従つて行くのが筋であります。併し勿論こういつた委員会に出ましたとき、事実上反する答弁なんという事は、これはもう問題外であつて、事実上の答弁をしないやうならんものであります。ただそれに基づく判断の問題、例えばこういう仕事をやつて行くかやらないかという事は、これはむしろ首脳部が判断をする仕事であらうと考えております。つまり定員の範囲内において従来の仕事をやつて行く、乃至従来の仕事を定員内において幾らか手を抜いて行なつて行く、或いは従来の仕事を新定員に従つて或る程度省いて行くといふたふうな判断の問題等は、これは当然上司のやるべき筋のものであらうと思ひます。具体的にどういふことが問題になつておるのか知りませんが、勿論公務員諸君というものは政府施策に従つて考へて行くべきものであります、具体的な何かデータのような問題については、これはお尋ねのあつたことについて、事実のいとか、悪いとかいふことは問題はないと思ひます。誹謗の記事の根拠といふものについては、それは私は存じません。

○三好始君 私が例に挙げたのは誹謗ではなくして、むしろ朝日の記事を中心にして申上げたのでありまして、この記事が出ておるのは一、二の新聞でなくして、相当各種の新聞に出ておりましたので、特にお尋ねいたしましたのであります。私の記憶なり、理解する範囲内においては、いわゆる反政府的な答弁をされた事務当局は全然心当りがないのであります、裁員された結果事務がどういふふうになるかという事務当局としての見通しの問題については、良心的に答えるということがむしろ我々として望しいわけでありまして、それを著しく制約されるやうな結果になるといふ、我々が聞きたいことが聞き得ないという結果にもなりまして、この間の取扱については事務当局の答弁の内容を著しく拘束するやうな結果が今後起らないやうに私たちは特に希望したいのであります。

○竹下重次君 先ほどからカニエ委員が経済調査庁の裁員の反対についての意見を詳しく述べられ、殊に平素この問題についてはカニエ君関心を持つておられて、深く研究されておる結果、今日は詳しい数字までもお述べになつて反対の意見を強く主張されたのであります、それがそれに対して橋本長官、それから政府委員の御答弁を承つて政府方面の御意向も大体私はこの上でお聞きしますが、私自身も実はこの問題につきましましてカニエ君の先ほどの質問の中に述べられた御意見と大体同じ意向を持つておるのでありまして、従来たび／＼繰返された国会におきまして、私もそういう意味の意見を私は強く主張した一人であるのであります。先ほどからの御答弁を承つておりましたものは統制経済に関することを目的としてこしらへたものであつて、その統制が外されたのが非常に多い今日の状態においては、その関係の人員を減らすのが当然のことであるというお説のように承つたのであります。成るほど経済調査庁法を見ますと、

大体それが當つておるやうでありまして、今日まで経済調査庁で査察しておつた事項はどの方面に多かつたかというところを見ますと、法の第一条の二の規定の特調の關係、それから公団の關係、そういうことに相當に大きな力を注がれておつたやうに思つております。第一条に例示してある各項目については仕事に非常になくさんあるのにもかかわらず手が届き得なかつたのだというのが今日の経過であるやうに私は理解しております。特調の關係は今年一ぱいで調査の權限がなくなる、公団は廃止されたといふのは大体において仕事になくなくなつたといふことになるのでありますけれども、第一条の例示事項に関する調査といふものは、そのまゝしつくりしてないやうでありまして、関連した点もあるでございまして、大体残つておる。今日まだしつかりやつてもらなればならなかつた部分が非常に多く残つておる。先ほど来の御答弁を承つておきますと、従来調査が完全であつたといふことを前提として行くなれば、或いは一部正しい点があるやうと思つておりますけれども、恐らく従来の調査が十分であつたとは政府もお考えないだらうと思ひます。元來この法律案ができたのは第一条の事項が目的でできたのであります。第一条の二は後で追加されたものと思ひます。追加されたものがなくなつたけれども、もう作られた当初の調査目的事項はそのまま残つておるわけですか。どうも先ほどの一応十分に今日まで調査できておつたといふことを前提としておられるやうな意見は通らないのではないかと、か

うに考えるのが私の見方でありまして。それからこの調査庁法を見ますと、第一条には経済調査庁は国民経済の調和ある復興を図るため云々と書いてありまして、その後経済に関する法令の円滑な運営を確保するとかありまして、別に統制法令といふ言葉はここには使つていないのでありまして、統制法令以外の法令を含む広い意味の法令といふ言葉を使つておるのであります。併し別表に書いてある法令は大体統制關係の法令であらうと思つておりますが、必ずしもそう制限された法律じやなく、まだその他に加えて行かなければならぬ事項が、例えばこの委員会が當つておるたが、問題になつておりましたように、公共事業費關係の地方の仕事等に関するやうなことも、経済調査庁が手を伸ばさなければいけないといふことを、これは強く主張されたのであります。それは未だそのまゝになつておるのであります。しなればならぬことが非常にたくさん残つておる。それを打切る、そうして而も五割に近い四割七分に相當する人の首を切る。こういうことになつておるのは、如何にも私は合点が行かないのであります。先に申し上げましたやうに、国民経済の調和ある復興を図るというのがこの法の目的でありまして、綱紀嚴正といふことは、これは根本の中心の目的とするところではないと解釈するのが正当だらうと思つております。併し實際の場面から見ると、この経済調査庁の監査というものが綱紀嚴正にどんな成績を挙げたかといふことは、これは疑うべからざる事実だらうと思つております。非常にそのために役人のほうでも、或

は公共団体や公団あたりでも気を付けてやつておる。それでもたゞさんの犯罪人などを出しておるのは遺憾なことでありまして、目に見えないところで相当に綱紀粛正の効果を裏から挙げておるだらうと思つております。政府のほうでも綱紀粛正の問題は大きな問題として御心配になつておるということとは、私も平素考へておるのでありますけれども、ただ考へておられるだけで今日までその実は殆んど挙つておらない。又具体的に綱紀粛正のためにどんな手を打つたかということを開きましても、なか／＼それは具体的にわかんないと思ひます。その肅正の目的を達する手段、直接の目的ではないのでありますけれども、その効果を挙げておる。肅正の方法を講じておるのはひとり経済調査庁のみであると言つても必ずしも過言でない。間接に非常に綱紀粛正をやつておるわけでありまして、政府の立場から見ても、表向きに綱紀粛正のための特別の機関を作るとかいうような体裁の悪いことをなさるよりも、こういうふうな間接の方法でふんわりやつて、そして實際綱紀粛正の成績を挙げられる方法をおとりになるのが極めて賢明である。国民から見てもそれは品がいいのです。自分の家の子供を監督するために特別の機関を作るといふことより、そんな機関を別に作らないでも、こういう手で實際効果を挙げるといふほうがどんなに品がいいかわからないと私は思ふ。それを四割七分も減らさなければならぬとはどうしても私は腑に落ちないのであります。尤もその監督の点につきましては内部監督の方法もあります。これは当然やらなければならぬことで

ありまして、これは從來からやつておることであるにもかかわらず、内部監督というものが成績が挙げられないということは皆様長く官吏をやつていらつしやるからよく御承知のことと思つております。先ほど何かのお話の中にもこういうふうな意味のお話がちよつと含まれておつたと思ひます。それはそれとしてやらなければならぬと申し上げても、やはり本當の監督する、査察をするということでありましたならば、これはやはり第三者の立場において冷静にやつて行くということが、効果を挙げるのに大變ふさわしい方法と思ひます。たゞ／＼下の者が不正を働いたということが上官にわかつたといふにしても、内部関係の監督でありましたならば、それは自分自身の失態になるわけでありまして、多くの事例のあるように、いわゆる腐いものに蓋をするという態度でうやむやにして握り潰されておる事例は昔から何遍となく繰返されてきました。これは役所の弊害ですが、その点もお考へになりまして、やはりこの際は成るべくこういう方面の能力のある、そして従来新しい官庁であつたために査察の方法にちよつと無理な点があつたとか、或いはその職員に検査官上りの人とか、或いは警察上りの人が多かつたといふことのためになお受けるほうの立場から如何にも意地悪く不愉快な監査をされるというふうな不愉快な場面もあると思ひます。併しそういうことは近頃慣れて来られましたから、そんな悪辣な検査というふうな態度は改まつて行つたと私は聞いておるのであります。折角こういう方面に慣れて来まして、そうして着々成績を挙げておられるこの職員をむざむざ大勢揃えて半分切るといふようなことは、私はどうも了解することができない。政府のほうでは綱紀粛正の問題等につきましては特別に御考慮になつておるといふことは、先申しましたように私も承知しておりますが、第十国会でしたかで特別調査庁の監督を今年十二月三十一日までで打切るといふ場合に、政府のほうでは何にもそんな期限を切らないで、そうして当分の間監督機構を続けて行こうという提案をされたのです。ところが修正されたのは衆議院であります。それを今年一ぱいという期限附に修正されたのです。それに政府は同意された、参議院の内閣委員会におきましてはこれに正面から反対いたしました、修正案を可決したのであります。参議院はそうだと記憶しております。これが衆議院の三分の二の多数でやられたのじやなかつたか……(潰れるのでやめたんだ)と呼ぶ者あり)潰れる意見でやめたのでしたか、私の記憶の思い違いか、とにかくこちらのほうで修正しなければならぬといふことになつておつたのが通らなかつたのであります。そのときに衆議院の修正案に対して、政府はこれに御同意の意思を表示されました。それは私が質問したことでありまして、同意されるのは不都合じやありませんかといふことを私が質問したのに対して、答へられたと思ふのであります。これは古いことであります。併し、そういうふうにしてどうも監督を嚴重にするといふと何だかうるさいことだといふような気持を持たれるといふようなことでは各方面においてもこの綱紀粛正どころじやない、逆転して逆にますます犯罪人が多く殖えて行くといふこ

とになつて行くだらうと思ひます。で長官が言われますように、本當に悪いことのないようにするには、監督だけではいけないといふことはもとよりのことであります。これは根本的に国民の教育からやり直して行かなければならぬといふことは當然のことでありまして、それを今言つておつちや今の間に合はないのです。それはそれとして、着々とやつて行かなければならぬ。私は日本の建直しの根本は教育の問題だと思つております。幾ら産業をやらうと思つても人間ができなかつたならば、産業のほうにも熱心にならないのであります。そういうところは私もよくわかるのであります。そういうことを今言つておつては間に合わない。今は今に間に合うようにやはり教育の方面と、監督を嚴重にする方面と両方を並行してやつて行くといふことは止むを得ざる必要である、もう私は確信して疑わないのであります。私はいろいろ申しましたが、これに對して長官が先の説明を急にお交へにならうとは今想像しておりませんけれども、これはよくお考へ直しを願わなければならぬ、かように考へておる次第であります。若し何か今の私の意見につきまして、反対の御意見でもお持ちでございましたらば、この際お述べを願ひたいと思ひます。

○國務大臣(橋本龍伍君) これは私の意見についてのお話でございますが、意見というところになると討論になりますから……、ただ私は繰返して趣旨だけを申し上げておきたいと思ひます。私考へておりますのは、私も冒頭にお話のありましたように経済調査庁がただ非違の料をする役所だと思つてお

りません。それらのことは警察とか検査庁の仕事でありますので、無論それはそういう趣旨もこれらの中に、勿論違反事項の調査庁の調査等の問題はございますから、これはそういう面が殖えて来るし、そういう趣旨が現実にあるので、この点もかね／＼皆さんからの御話があつたことも私は存じております。趣旨自身はやはり経済法令の勵行ということであると思ひます。ただ私根本的に申し上げましたのは、先ほどこれ十分と思ふかどうかというお話でありました。要するに農林省なら農林省で食糧統制をやつて、そのとき私は心から信じて、農林大臣以下如何なる事務官といへども、よほどひどいのでなければ、それはもう倉庫の費用だつて、運賃だつてそれは減らすように努力すると信じていた。ただ中にはまあ面倒だから、きまつたものをそのままにしておくという者もありました。だから質といふことは大事でありますけれども、これは本来農林省自身おやりになるべき仕事なのであります。そういうふうな例えは食糧管理法という経済法令が勵行されているものかどうかといふことを経済調査庁が全面的に監査をする、そういう建前で行きますならば、これは現在の機構だつて足らんことは足らんののであります。私はそういう趣旨で、つまり去年のあの公団監査のような意味においてこの全部をこる見るのだつたら何も到底手が足りるはずもないし、十分であるはずもない。で、私はこの経済調査庁法の意味を、つまり経済法令が適正に能率的に運用されておるかどうかといふことを、これは全部に亘つて農林省や、通商省と同じように、

そのわきから監査するということは、もうそのままで行かんでもいいものだ、それでそこまでの機構というものは作らなくてもよろしいと私は考えておる。で、この明瞭な犯罪行為等については、警察や検察庁がございますし、で、今申上げましたような経済法令が能率的に運用されておるかどうかということを見る機動的な機構というものが、私は必要だと思つて、経済調査庁の昨年あたりからとつて来ておる方式というものを、これは何か活かし行かなければならないということをお私に考えております。それで、ただ経済調査庁につきましては、もと／＼経済統制の勵行という観点からしまして、全国的にずつと網を張つて今も府県の事務所からずつと積み上げての機構があるわけでありまして。私はこの経済法令というものを適正に運用して行くことは各省の仕事であつて、従つて例を挙げました食糧管理については、中間経費の節減というものはできるだけするように……農林省がやつている機構の事務であつて、ただそれが本当に行われておるかということをおわきから検査することも、これは必要でありまして、これは飽くまで、もやはあらゆる面であつてと心配の所は調べれば調べられる機構を持つておる。そして常にきつ／＼やはり調べては積み上げて行かなければならないというような機動的な運用をすることが私はいいと思つておるのであります。ですから若し経済法令全般について農林省なり、通商省なりがやつておると並行して、全部を調べ上げるのが本来の筋だというお考えであるならば、これはやはり考え方の基本に相違

があるということだけ私は申上げまして、あとはむしろ余り討論的に亘るのもどうかと思ひますが、私は立案いたしました基本の考え方だけ申上げました次第であります。

○下野次君 この会計検査院の監査もあるわけでありまして、これは申すまでもなく会計検査院のほうは、事業の監査というものが本体である、このほうの監査というものは事業の進捗を調べるのでありますから、その点でも大要な開きがあるということである。そしてなにも検査が目的でないのだから、検査官の検査ということになつたら事件が発生した後の検査になる、この方面の調査はそうでなくしてむしろ結果においてそれが予防されるというところ、もう検査庁なり、警察のほうの仕事と違つて非常に大きな開きがあるだろうと思ひます。こういうようなことも考へておるわけでありまして、それを先に申上げましたので附加えて御考慮願ひたいと思ひます。なおもう一つお尋ねしたいのですが、この監査につきましては、受けるほうの立場から申しますと、各方面からの監査が重なつて仕事の非常に邪魔になるというやうなことであるというやうなことを承つております。その通りだと思つております。で、先ほどちよつと触れましたのでありますが、いろいろ／＼なそういうものを総合して一つの監督監査の機関にするという、つまり行政機構の改革の問題になります。それは非常に私は結構なことであると思ひます。まあ私の希望を申上げますならば、折角そういう計画がありますならば、早まつて大勢の首切りということをなさらないで、その機

構ができた時、私はもうすぐに来国会にお出しになると思つておる、そう長い期間おくわけでもありませんので、そのときに本當に合理的に整理されるというやうなことであつたならば、本當に私は筋道の通つたことであると思つております。この点はどういふうに長官はお考えになつておりますか、今、簡単に結構ですから、どうぞ……

○國務大臣(橋本龍伍君) これは前から再々申上げたことでありまして、経済調査庁の事務という面から見まして、機構のほうは、どういふうに異同いたしましたも、その場合には事務と人員とが新しいところに移るかも知れん、仕事をこなす人数としては、政府内部においてこれよりよいと考へておるわけでありまして。

○三好始君 質問の残つてゐるかたがありましてら留保して頂きて、本日はこれにて散会せられんことを望みます。

○委員長(河井彌八君) 三好君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(河井彌八君) それではさうに決します。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十一分散会

十一月二十四日本委員会に左の事件を付託された。

一、氣象台職員(第一一九八号)の行政整理反対に関する請願(第一一九八号)
一、元陸海軍学校教授の恩給に関する請願(第一二〇三三号)
一、食糧庁職員の行政整理反対に関する請願(第一二〇四四号)(第一二二三号)(第一二六五号)(第一二七

二号)(第一二七八号)(第一二八四号)

一、国立大学附屬学校教官の行政整理反対に関する請願(第一二〇五号)

一、恩給復活に関する請願(第一二四三三号)

一、農産物検査員の行政整理反対に関する請願(第一二四四号)

一、厚生省存置に関する請願(第一二六〇号)

一、児童局存置等に関する請願(第一二八七号)

一、国立学校教職員の行政整理反対に関する請願(第一二九〇号)

一、農林統計機構確立に関する請願(第一二九三三号)

一、食糧庁職員の行政整理反対に関する陳情(第一二七六号)(第一二八三三号)

一、食糧庁職員の行政整理反対に関する請願(第一二八三三号)

一、食糧庁職員の行政整理反対に関する請願(第一二八三三号)

一、食糧庁職員の行政整理反対に関する請願(第一二八三三号)

一、食糧庁職員の行政整理反対に関する請願(第一二八三三号)

一、食糧庁職員の行政整理反対に関する請願(第一二八三三号)

一、食糧庁職員の行政整理反対に関する請願(第一二八三三号)

一、食糧庁職員の行政整理反対に関する請願(第一二八三三号)

一、食糧庁職員の行政整理反対に関する請願(第一二八三三号)

一、食糧庁職員の行政整理反対に関する請願(第一二八三三号)

一、食糧庁職員の行政整理反対に関する請願(第一二八三三号)

一、食糧庁職員の行政整理反対に関する請願(第一二八三三号)

一、食糧庁職員の行政整理反対に関する請願(第一二八三三号)

一、食糧庁職員の行政整理反対に関する請願(第一二八三三号)

一、食糧庁職員の行政整理反対に関する請願(第一二八三三号)

一、食糧庁職員の行政整理反対に関する請願(第一二八三三号)

一、食糧庁職員の行政整理反対に関する請願(第一二八三三号)

一、食糧庁職員の行政整理反対に関する請願(第一二八三三号)

一、食糧庁職員の行政整理反対に関する請願(第一二八三三号)

一、食糧庁職員の行政整理反対に関する請願(第一二八三三号)

一、食糧庁職員の行政整理反対に関する請願(第一二八三三号)

一、食糧庁職員の行政整理反対に関する請願(第一二八三三号)

一、食糧庁職員の行政整理反対に関する請願(第一二八三三号)

一、食糧庁職員の行政整理反対に関する請願(第一二八三三号)

第一二二三号 昭和二十六年十一月十九日受理
食糧庁職員の行政整理反対に関する請願

請願者 愛知県渥美郡田原町愛知県渥美郡町長会内
藤城佐一

紹介議員 山内 卓郎君
今回の定員法改正に伴い農林省の出先官庁である食糧事務所の農産物検査官を大量に整理するよう決定したが、これは今後の検査事務に支障をきたし、農産物の適正検査はもろん生産農家の利益を損傷することは不能となり、強いては取引に紛争をもたらし、品質の低下を見るにいたり一般消費者に多大の損失を与えることとなるから、農産物検査官を行政整理の対象から除外せられたいとの請願。

第一二六五号 昭和二十六年十一月二十日受理
食糧庁職員行政整理反対に関する請願(二通)

請願者 愛知県海部郡蟹江町戸谷静雄外一名

紹介議員 鬼丸 義齊君
この請願の趣旨は、第一二〇四号と同じである。

第一二七二号 昭和二十六年十一月二十日受理
食糧庁職員行政整理反対に関する請願

請願者 愛知県海部郡瀬戸町大字前ヶ須新田字野方七三 福本勝治郎

紹介議員 栗山 良夫君
この請願の趣旨は、第一二〇四号と同じである。

第一二七八号 昭和二十六年十一月二十日受理
食糧庁職員行政整理反対に関する請願

請願者 愛知県北設楽郡三輪村大字奈根 森下保治

紹介議員 山本 米治君
この請願の趣旨は、第一二〇四号と同じである。

第一二八四号 昭和二十六年十一月二十日受理
食糧庁職員行政整理反対に関する請願

請願者 愛知県知多郡武豊町字小迎三八 中川益平

紹介議員 山田 佐二君
この請願の趣旨は、第一二〇四号と同じである。

第一二〇五号 昭和二十六年十一月十八日受理
国立大学附属学校教官の行政整理反対に関する請願

請願者 山口市芳沢町山口大学教育学部附属山口小学校PTA内 宇都宮和喜外五百四十八名

紹介議員 栗栖 越夫君
伝えられるところによると、今回の行政整理人員減少にあたり附属学校教官を十パーセント減とする案が国会に上提されるよしであるが、附属学校も他の公立学校と同じく普通一般の教育を行っている上に、年中多数の参観者の応接、説明、指導にあたなくてはならずその上、文部省地方教育委員会、教育研究所等の調査審議に参加、指導、協力しなければならず、現在の定

員でさい任務遂行に困難であるのに、この上減員されては到底その責任を果し得ないから、附属学校教官の行政整理には反対であるとの請願。

第一二四三三号 昭和二十六年十一月十九日受理
恩給復活に関する請願

請願者 香川県丸亀市塩屋町三三三 芥正栄

紹介議員 平井 太郎君
請願者は、昭和二十一年二月一日附で普通恩給を一時恩給に変更の裁定通知に接し、ただ裁定通知書に「本通知書は後日のため大切に保管し置かれたし」とあるのて後日適當の機会に復活せられるものと解し、相當の望みを抱きつつ今日に及んでゐるが、この裁定は察するところ日露戦役中明治三十八年九月より十月末まで二箇月間第二国民兵として応召の期間が影響してゐるものと思はれるが、在官期間十六年八箇月で応召二箇月を加算して普通恩給受給資格を有しているとの理由により行政整理の対象になつたもので、今次大戦にはなほ遠い戦役の短期間が支障して恩給の点で一朝にして前途の光明を失ふことは物心ともに最大の打撃であるから終身恩給(普通恩給)に復活せられたいとの請願。

第一二四四号 昭和二十六年十一月十九日受理
農産物検査員の行政整理反対に関する請願

請願者 愛知県宝飯郡塩津村鹿島 石川新吉外三百十二名

紹介議員 山本 米治君
今回の行政整理に伴い、農産物検査員

の大量整理が行われる由であるが、もしこれが実現すると、生産者の不利不便は極めて大きく、品質の低下、取引上の紛争等によつて、一般消費者は多大の損失を受け、ひいては国民生活に支障をおよぼすことになるから、農産物検査員を行政整理の対象から除外せられたいとの請願。

第一二六〇号 昭和二十六年十一月二十日受理
厚生省存置に関する請願

請願者 福岡市因幡町福岡県医師会館内福岡県厚生団体協議会内 渡辺信吉君外十五名

紹介議員 谷口 彰三郎君
今次の行政機構改革に伴い厚生省の廃止、統合が伝えられているが、厚生省は過去の実績ならびに今後の使命にかんがみ、是非とも存置せられたいとの請願。

第一二八七号 昭和二十六年十一月二十日受理
児童局存置等に関する請願

請願者 岡山県浅口市郡金光町中国児童福祉収容施設施設長協議会内 田中正雄

紹介議員 加藤 武徳君
今回の行政機構改革に伴い、児童局の廃合が伝えられているが、同局は、児童福祉法ならびに児童憲章の施設および推進に極めて重要な関係を持ち、わが国人口の四十二パーセントを占める児童の保護育成に不可欠の機構であるから、同局を存置せられたいとの請願。

第一二九〇号 昭和二十六年十一月二十日受理
国立学校教職員行政整理反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市角五郎一ノ六 佐藤正助外八百三十五名

紹介議員 金子 洋文君
今回政府は、教職員の人員整理を行う由であるが、文化国家を国是とし、その達成に努力中の現状においては承服できないばかりでなく、六・三制の不備、不完全極まる新制大学等文化国家の名のもとに急激に増加したばく大な学生の数は現在のわれわれに過重負担となつてゐるのに、これ以上の人員整理は教育機関を破壊するばかりであるから、文部関係の人員整理を零にせられたいとの請願。

第一二九三三号 昭和二十六年十一月二十日受理
農林統計機構確立に関する請願

請願者 東京都港区青山南町六ノ六七ノ三 村上壽三外二千百名

紹介議員 片柳 眞吉君
農林省統計調査機構の大縮小、あるいは廃止は、わが国自立経済の基本的要件である農林行政を根本より破壊するものであるから農林統計機構を守るため少くとも現在人員を確保されたいとの請願。

第二七六号 昭和二十六年十一月十九日受理
食糧庁職員行政整理反対に関する陳情

陳情者 愛知県西春日井郡新川町大字阿原字上ノ切 石田銀治郎

今回の定員法改正に伴い、農林省の出先官庁である食糧事務所の農産物検査官を、大量に整理するよう決定したが、これは今後の検査事務に支障をきたし、農産物の適正検査はもちろん生産農家の利益を援護することは不能となり、ひいては取引に紛争をもたらし、品質の低下を見るにいたり一般消費者に多大の損失を与えることとなるから、農産物検査官を行政整理の対象から除外せられたいとの陳情。

第二八三号 昭和二十六年十一月二十日受理

食糧庁職員の行政整理反対に関する陳情

陳情者 鹿児島県川辺郡川辺町鹿
児島食糧事務所川辺支所
内 柚木辰夫外五十五名

この陳情の趣旨は、第二七六号と同じである。

昭和二十六年十二月二十日印刷

昭和二十六年十二月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局